

経 営 強 化 計 画

(金融機能の強化のための特別措置に関する法律第 33 条)

平成 2 4 年 6 月



けんみんの グッド パートナー

山梨県民信用組合

目 次

1. 前経営強化計画の実績についての総括	1
2. 経営強化計画の実施期間	6
3. 経営強化計画の終期において達成されるべき経営の改善の目標	
(1) 収益性を示す指標	6
(2) 業務の効率性を示す指標	6
4. 経営の改善の目標を達成するための方策	
(1) 経営の現状認識	8
(2) 基本理念	8
(3) 基本戦略	9
(4) 信用コスト削減のための取組強化	20
(5) ローコスト体制の徹底	22
(6) 経営強化計画の確実な履行の確保	23
5. 従前の経営体制の見直しその他の責任ある経営体制の確立に関する事項	
(1) 業務執行に対する監査又は監督の体制の強化のための方策	25
(2) リスク管理の体制の強化のための方策	25
(3) 法令等遵守の体制の強化のための方策	27
(4) 経営に対する評価の客観性の確保のための方策	29
(5) 情報開示の充実のための方策	29
6. 中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化、その他の主として業務を行っている地域における経済の活性化に資する方策	
(1) 中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化、その他の主として業務を行っている地域における経済の活性化に資するための方策	30
(2) 中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化のための方策	30
(3) 主として業務を行っている地域における経済の活性化に資する方策	35
7. 全信組連による優先出資の引受に係る事項	37
8. 剰余金の処分の方針	
(1) 基本的な考え方	38
(2) 財源確保の方針	38
9. 財務内容の健全性及び業務の健全かつ適切な運営の確保のための方策	
(1) 経営管理に係る体制	40
(2) 各種のリスク管理の状況	40
地元からの支援	42
経営強化のための計画の前提条件	43

1. 前経営強化計画の実績についての総括

当組合は、金融機能の強化のための特別措置に関する法律第27条第1項の規定に基づく「経営強化計画」（平成21年4月～平成24年3月）を策定し、資本増強による当組合の財務基盤の強化を背景とし、適切かつ積極的な金融仲介機能の発揮による中小規模事業者・個人の皆様に対する信用供与の維持・拡大と、各種サービスの向上に努めるため、総力をあげて本経営強化計画に基づいた施策に取り組んでまいりました。この結果、前経営強化計画の実績は、以下の通りとなりました。

（1）主要勘定

預金積金末残は、当計画期間中に8か店・1出張所の店舗統廃合を実施したことを主要因として、個人および法人ともに預金が減少したことなどから、計画を41,691百万円下回りました。

一方、貸出金につきましては、中小規模事業者向けの貸出を中心に積極的な資金供給に取り組んでまいりましたが、主たる営業地域である山梨県内の経済情勢は厳しい状況が続き、資金需要が低調に推移したことなどから、計画を21,828百万円下回りました。

（単位：百万円）

	21/3期 実績	22/3期				23/3期			
		実績	前期比	計画	計画比	実績	前期比	計画	計画比
預金積金（末残）	421,947	408,293	▲13,654	415,000	▲6,707	396,889	▲11,404	416,000	▲19,111
預金積金（平残）	446,842	412,160	▲34,682	418,000	▲5,840	396,128	▲16,032	415,500	▲19,372
貸出金（末残）	322,775	327,774	4,999	320,000	7,774	316,973	▲10,801	322,000	▲5,027
貸出金（平残）	323,647	311,142	▲12,505	319,000	▲7,858	307,269	▲3,873	321,000	▲13,731

	24/3期			
	実績	前期比	計画	計画比
預金積金（末残）	375,309	▲21,580	417,000	▲41,691
預金積金（平残）	382,349	▲13,779	416,500	▲34,151
貸出金（末残）	302,672	▲14,301	324,500	▲21,828
貸出金（平残）	299,545	▲7,724	323,000	▲23,455

（2）収益状況（計画期間3か年累計）

ア．資金利益

貸出金利息につきましては、「経営強化計画」に基づき積極的な資金供給に取り組みましたが、計画期間を通して資金需要の低迷が続き、3か年の貸出金平残が計画を下回ったこと、および変動金利貸出金の金利低下などから、計画比で▲4,021百万円となりました。

イ. 当期純利益

不良債権処理損失額（個別貸倒引当金繰入、貸出金償却）につきましては、債権トータル管理による個社別管理の強化等により新規発生の防止等に努めてまいりましたが、大口貸出先の突発的な事故発生のほか、山梨県内の長期にわたる景気低迷により、建設業を始めとした取引先の業況の悪化や地価の下落（山梨県の地価公示価格（商業地）：平成22年▲3.6%、平成23年▲3.9%、平成24年▲3.9%）に伴う担保価額の下落等による追加引当の発生に加えて、平成24年3月期は、翌年3月に中小企業金融円滑化法が終了することを踏まえ、予防的な措置として、より一層厳格な資産査定を実施し貸倒引当金を積みましたことから、計画比で9,536百万円上回る累計24,808百万円と計画を大幅に超過いたしました。この結果、当期純利益は、不良債権処理費用の増加を主要要因として、累積で9,722百万円下回る▲15,149百万円となりました。

（単位：百万円）

	21/3 期 実績	22/3 期 実績	23/3 期 実績	24/3 期 実績	3年間 累計実績	3年間 累計計画	計画比
業務純益	1,752	3,395	3,174	2,468	9,037	9,727	▲690
業務収益	10,085	9,086	8,544	8,054	25,684	30,579	▲4,895
貸出金利息	8,114	7,268	6,641	6,245	20,154	24,175	▲4,021
預け金利息	801	492	354	216	1,062	1,473	▲411
有価証券利息配当金	557	739	980	1,028	2,747	2,967	▲220
役務取引等収益	514	492	479	419	1,390	1,590	▲200
国債等債券関係	0	5	2	30	37	110	▲73
業務費用	8,332	5,691	5,369	5,586	16,646	20,852	▲4,206
預金利息	1,264	829	450	292	1,571	3,256	▲1,685
役務取引等費用	761	809	827	728	2,364	2,250	114
国債等債券関係	686	0	1	38	39	-	39
一般貸倒引当金繰入額	▲277	▲1,175	▲740	▲120	▲2,035	-	▲2,035
経費	5,866	5,223	4,827	4,598	14,648	15,310	▲662
（うち人件費）	3,600	3,087	2,839	2,756	8,682	8,790	▲108
（うち物件費）	2,154	2,023	1,882	1,746	5,651	6,160	▲509
経費（除く機械化関連費用）	5,261	4,545	4,227	4,001	12,773	13,315	▲542
業務粗利益	7,342	7,443	7,261	6,947	21,651	25,037	▲3,386
コア業務純益	2,161	2,214	2,433	2,356	7,003	9,617	▲2,614
不良債権処理損失額	6,311	12,420	3,562	8,826	24,808	15,272	9,536
当期純利益	▲4,936	▲8,586	▲295	▲6,268	▲15,149	▲5,427	▲9,722

（３）経営強化計画の終期において達成されるべき経営の改善の目標に対する実績

ア．収益性を示す指標（コア業務純益）

２４年３月期のコア業務純益につきましては、上記（２）のとおり預金利息が計画を下回ったほか、経費についても人件費および物件費ともに計画以上の削減を達成しましたが、同じく前述の貸出金利息、および預け金利息が計画を下回ったことなどにより、計画比で 1,233 百万円の未達となりました。なお、計画の始期からは 195 百万円改善いたしました。

（単位：百万円）

	計画 始期	22/3 期			23/3 期			24/3 期		
		計画	実績	計画比	計画	実績	計画比	計画	実績	計画比
コア業務純益	2,161	2,633	2,214	▲419	3,395	2,433	▲962	3,589	2,356	▲1,233

	計画始期からの改善額		
	計画	実績	計画比
コア業務純益	1,428	195	▲1,233

イ．業務の効率性を示す指標（業務粗利益経費率）

業務粗利益経費率につきましては、分子となる経費について、人員削減等による人件費の減少、および店舗統廃合、予算管理などによる事務費、固定資産費などの削減による物件費の減少など、経費は計画以上の削減を達成しております。しかしながら、分母となる業務粗利益においては、貸出金利息収益が計画を下回ったことを主な要因として、計画比で 1,572 百万円下回りました。この結果、計画の始期からは 14.06 ポイント改善しましたが、計画比で 7.64 ポイントの計画未達となりました。

（単位：百万円、％）

	計画 始期	22/3 期			23/3 期			24/3 期		
		計画	実績	計画比	計画	実績	計画比	計画	実績	計画比
経費（機械化関連費用除く）	5,261	4,701	4,545	▲156	4,358	4,227	▲131	4,256	4,001	▲255
業務粗利益	7,342	8,028	7,443	▲585	8,490	7,261	▲1,229	8,519	6,947	▲1,572
業務粗利益経費率	71.65	58.55	61.06	2.51	51.33	58.21	6.88	49.95	57.59	7.64

	計画始期からの改善額		
	計画	実績	計画比
経費（機械化関連費用除く）	▲1,005	▲1,260	▲255
業務粗利益	1,177	▲395	▲1,572
業務粗利益経費率	21.70	14.06	▲7.64

(4) 中小規模事業者に対する信用供与の円滑化の指標に対する実績

計画期間中の中小規模事業者向けの貸出実行額は、3か年合計で 27,864 件、210,159 百万円の実績となりました。

期間中は、平成21年10月に新設した総合相談センターを核として、その機能強化を背景として事業性融資の掘り起こしを図ったこと、取引先の販売先・仕入先情報を活用した新規開拓活動、および既存先に対する貸出金増強運動（けんみん信組リレーション強化キャンペーン）に取り組みました。

しかしながら、主たる営業地域である山梨県内の経済情勢は厳しい状況が続いていることなどから、中小規模事業者の資金需要や設備投資は勢いに乏しく、また、県内に本店を置く金融機関の貸出金残高も減少傾向にあるなか、当組合においても期間を通して資金需要が低迷していたほか、中小規模事業者向け融資を専担で取り扱う融資営業係を新たに設置したものの、計画通りの要員確保までに至らず、さらに、営業店ブロック制を敷きながら、ブロックを活用した取組みが不十分であったことなど、当組合における要因もあり、中小規模事業者向け貸出残高は、計画どおり伸張せず、平成24年3月期計画に対し、▲11,860 百万円の 172,990 百万円に止まりました。ただし、計画の始期比では、449 百万円上回っております。

一方、同貸出比率につきましては、総資産が計画を下回ったことから、平成24年3月期計画を 2.13 ポイント、ならびに計画始期を 3.02 ポイント上回る結果となりました。

【 中小規模事業者向け貸出残高の推移 】

(単位：百万円,%)

		21/3 期 (始期)	21/9 期	22/3 期	22/9 期	23/3 期	23/9 期	24/3 期	始期比
貸 出 残 高	計 画		167,697	179,650	180,630	182,100	183,350	184,850	12,309
	実 績	172,541	168,408	173,920	178,846	183,196	173,717	172,990	449
	計 画 比		711	△5,730	△1,784	1,096	△9,633	△11,860	△11,860
総 資 産	計 画		480,000	468,775	470,000	471,340	472,000	472,676	21,174
	実 績	451,502	470,349	466,599	459,898	447,927	437,520	419,546	△31,956
	計 画 比		△9,651	△2,176	△10,102	△23,413	△34,480	△53,139	△53,139
貸 出 比 率	計 画		34.93	38.32	38.43	38.63	38.84	39.10	0.89
	実 績	38.21	35.80	37.27	38.88	40.89	39.70	41.23	3.02
	計 画 比		0.87	△1.05	0.45	2.26	0.86	2.13	2.13

(注)

- ・ 中小規模事業者向け貸出比率 = 中小規模事業者向け貸出残高 ÷ 総資産
- ・ 中小規模事業者向け貸出とは、協同組合による金融事業に関する法律施行規則別表第1における「中小企業等」から個人事業者以外の個人を除いた先に対する貸出で、かつ政府出資主要法人向け貸出及び特殊法人向け貸出、土地開発公社向け貸出及び地方住宅供給公社向け貸出等、大企業向けSPC、その他金融機能強化法の趣旨に反するような貸出を除外したものです。

【 経営改善等支援取組み推移 】

平成 2 4 年 3 月末の経営改善支援等の取組実績は、以下のとおり、合計で 286 先（企業支援部所管 236 先、総合相談センター対応 18 先、営業店対応 32 先）となり、計画を 82 先・支援取組率で 1.52 ポイント上回り、計画を達成しております。

（単位：先、％）

	21/3 期 実績 (計画始期)	22/3 期 実績	23/3 期 実績	24/3 期			
				計画	実績	計画比	始期比
経営改善等支援取組先数	143	208	271	204	286	82	143
創業・新事業開拓支援先	4	9	21	6	32	26	28
経営相談先	127	169	168	168	211	43	84
早期事業再生支援先	11	24	24	24	24	0	13
事業承継支援先	0	4	4	4	3	△1	3
担保・保証に過度に依存しない融資推進先	1	2	54	2	16	14	15
期初債務者数	6, 984	6, 529	6, 207	6, 600	6, 195	△405	△789
支援取組率	2. 04	3. 18	4. 36	3. 09	4. 61	1. 52	2. 57

2. 経営強化計画の実施期間

当信用組合は、金融機能の強化のための特別措置に関する法律第33条第1項の規定に基づき、平成24年4月から平成27年3月までの経営強化計画を実施いたします。

なお、今後計画に記載された事項について重要な変化が生じた場合、または生じることが予想される場合には、遅滞なく全信組連（を通じて金融庁）に報告いたします。

3. 経営強化計画の終期において達成されるべき経営の改善の目標

経営強化計画における経営改善の目標を以下のとおりとし、その達成に向けて役職員が一丸となって取り組んでまいります。

（1）収益性を示す指標

【 コア業務純益の改善額 】

（単位：百万円）

	22/3期 実績	23/3期 実績	24/3期 実績	計画始期 の水準	25/3期 計画	26/3期 計画	27/3期 計画	始期から の改善額
コア業務純益	2,214	2,433	2,356	2,356	2,760	3,039	3,432	1,076

※ コア業務純益 = 業務純益 + 一般貸倒引当金繰入額 - 国債等債券関係損益

※ 計画始期の水準については、直近の決算期の数値を設定しております。

本計画においては、営業推進態勢を強化し、本部と現場が同じ土俵で、徹底的な双方向の議論をして、より良い方向を求めて行くことにより、お客様の生の声を速やかに反映させることで、貸出金残高の着実な積み上げと預金の増加を実現するとともに、前経営強化計画期間において構築したローコスト体制を継続して徹底することにより、コア業務純益の増加を図ってまいります。

（2）業務の効率性を示す指標

【 業務粗利益経費率の改善幅 】

（単位：百万円、％）

	22/3期 実績	23/3期 実績	24/3期 実績	計画始期 の水準	25/3期 計画	26/3期 計画	27/3期 計画	始期から の改善幅
経費 (機械化関連費用を除く)	4,545	4,227	4,001	4,001	3,979	3,935	3,924	77
業務粗利益	7,443	7,261	6,947	6,947	7,383	7,688	8,048	1,101
業務粗利益経費率	61.06	58.21	57.59	57.59	53.89	51.18	48.75	8.84

※ 業務粗利益経費率 = (経費 - 機械化関連費用) ÷ 業務粗利益

※ 計画始期の水準については、直近の決算期の数値を設定しております。

※ 機械化関連費用には、アウトソーシング料、事務機器等の減価償却費、保守関連費用等を計上しております。

業務粗利益は貸出金残高の着実な積み上げにより3年間で1,101百万円の増加を見

込んでおります。業務粗利益経費率につきましては、人件費・物件費を現状水準に抑えることにより、計画終期は48.75%と8.84%の改善を見込んでおります。

4. 経営の改善の目標を達成するための方策

(1) 経営の現状認識

当組合は、平成21年9月に策定した「経営強化計画」の下で経営の改善を果たしていくために、基本方策として「営業態勢の強化による貸出の増強」、「信用コスト削減のための取組強化」、「ローコスト体制への移行（経営の効率化）」を掲げ、この3つの方策を実行するため、「経営強化計画の確実な履行の確保」を掲げて、計画達成に向けて取り組んでまいりました。

主な施策の実施状況は以下のとおりでございますが、全体として、経営強化計画に掲げた施策に取り組んでまいりましたものの、実効性を欠く結果となりました。当組合といたしましては、このような事態となったことを真摯に受け止め、新経営強化計画の着実な履行に総力をあげて取り組んでまいります。

このうち、「ローコスト体制への移行（経営の効率化）」については、職員を621名から500名に削減し人件費を圧縮するとともに、店舗を8か店・1出張所廃止し40店舗にすること等により物件費の圧縮を図ったことから、経費（機械化関連費用を除く）については計画を上回る縮減を達成しました。

一方で、「営業態勢の強化による貸出の増強」を目指し、支店長経験者を中心に融資営業係を配置することで、融資開拓に一定の成果が得られたものの、人材不足から計画通りの要員確保までには至らず、また、営業店ブロック制を敷きながら、ブロックを活用した取組みが不十分であったことなどから、貸出金残高の増強を図ることができませんでした。

さらに、個別営業店ごとの未達要因の分析が深度を欠き、営業店に対して実効性ある施策の具体的指示や改善指導が十分に行われなかったほか、役職員間、本支店間のコミュニケーション不足を改善すべく役員による営業店への臨店頻度を増やしたものの、一方通行の指示に起因する、営業店における施策目的の理解不足や管理不足を解消できませんでした。しかしながら、各職員の中に、意識改革の兆しが芽生えているとの手応えを感じております。

当組合では、「信用コスト削減のための取組」として、個社別取組方針を策定し、債権トータル管理に取り組んでしましたが、本部において同方針の検証とフォローが不十分であったため、営業店に対する与信管理に係る指導が深度を欠くこととなりました。また、日々の業務のなかで新たに発生した事案への対応に追われ、長期延滞先の解消に向けた取組みが遅れるなど、対応が後手を踏んでおりました。計画期間3年間の信用コストは、計画152億円を95億円上回る248億円を計上するなど、計画どおりの削減に至らず、不良債権問題については、依然として当組合の経営課題として残存している状況にあります。

(2) 基本理念

当組合は、“地域の皆様と共にある信用組合”の原点に戻ることを基本とし、お客様との信頼関係の再構築の基盤としまして、預金・貸出金の増強とコンプライアンス遵守をより強固とするための体制固めを行ってまいります。また、当組合の低迷の主たる原因である、不良債権処理にはスキルのある職員を集中して投入し、抜本的に取り組む早期解消に邁進いたします。

基本理念としましては、“山梨県全域にわたる地域のお客様から最も信頼される『コミュニティー・バンク』”を掲げ、地域金融機関の基本責務を果たすために、サービスの向上とローコストの運営による生産性向上を徹底追及することを経営戦略の軸としてまいります。

当組合本来のお客様に正面から対応する、所謂 “Face to face (フェイス トゥ フェイス)” に真心を込めた “Heart to heart (ハート トゥ ハート)” の業務活動を目指し、信頼関係をより強固のものとして信頼される組合を築いてまいります。

(3) 基本戦略

① 再生に向けた取組み

平成16年2月に山梨県民信用組合が誕生してからの8か年間における、業績および役職員意識の推移を厳しく検証した結果を踏まえて、本経営強化計画期間の3か年（平成24年8月～平成27年3月）を「集中再生期間」と設定し、

◎平成25年3月末までを「意識の（180度）改革、原点からの積み上げ」期間

◎平成26年3月末までを「営業力の強化から充実へ」期間

◎平成27年3月末までを「企業価値の充実」期間

として、収益力の向上を実現してまいります。

② 改革の断行

新経営陣のもと、地域に密着した信用組合の活動の原点に戻り、預貸金の増強、法令等遵守態勢の強化、不良債権処理のスピードアップなどの諸施策とともに、過去に囚われる事なく「ヒト・モノ・カネ」の経営資源を的確に見直し最適配置を行う抜本的な組織改革を断行することにより職員の活動意欲を再喚起し、本来の金融サービス業への進化に向けた様々な業務施策に挑戦し、あらゆる改革に取り組んでまいります。

③ 経営戦略

集中再生期間における経営戦略の基本は、信用組合の原点に戻り、「お客様との共存共栄意識の再確認」、「組織運営体制の改革」、「システム活用による効率化基盤整備」の3つの改革に重点的に取り組んでまいります。

信用組合は、地域に密着した永年の地道な活動と地縁血縁を背景とした信用を後楯として、預金を集め、それを原資に主に貸出金で運用し、確実に回収（元金+利息）するとともに、さらなる資金需要に振り向け、地域の人々の豊かな暮らしや経済の発展に資することにその存在意義があります。そこには、金融人としての誇りと矜持が無ければならず、預金を集めるための“信用の確保”、貸出金を的確に実行して確実に回収する“眼力の養成”が必要とされます。

この信用組合の原点に立ち戻り、お客様との信頼回復に努め、より高い意識の確立を目指し研鑽を深め、「共に繁栄」の精神に立ち帰り「真のパートナー」精神を持ち地域発

展のために貢献する意識を高めてまいります。

信頼回復のためには、ア．組合の低迷したイメージの早期回復、イ．不祥事再発防止の為にシステムチックな対応体制の確立、ウ．目に見える地域貢献、が必要であり、早期に対応する所存ですが、まずイメージの早期回復に向けまして、お客さまとの接点の改革から着手いたします。

信用組合は、地道なルート・エリアセールスが基本であり地縁血縁に裏打ちされた外訪主体の渉外活動が基本です。それ故、営業店はお客さまとの接点に係る最前線であるとの位置づけをより明確化し、店頭活動・渉外活動を問わず営業力強化とコスト意識の徹底の両立を図ります。

また、組織体制を含め、本部・営業店のあり方の再構築（本部は現場と共にある意識の確立）、営業店事務や本部事務、システムの効果的活用に取り組み、お客さまとの接点の多角化、効率化を目指し信頼の回復に努めます。

上記の改革につきましては、今後、新経営陣のもと具体的方策を検討してまいります。以下は、今後改革を進めていくための前提となる具体的施策について、記載いたします。

当組合は、不良債権問題への取組みを重要課題と位置づけ、早急に抜本的な再生スキームを構築して取引先支援を促進させるとともに、「営業力の強化」、「収益力の強化」、「組織力の強化」を柱にして、経営改善への取組をこれまで以上に進めてまいります。

また、経営強化計画等進捗管理委員会において、本計画の進捗状況の管理、月次での預金貸出金残高の実績、各店別の収益状況の把握・管理を徹底、計画差異が生じた場合は要因分析を行い、速やかに改善対応策を協議・指示することにより、PDCAの実践を徹底いたします。

ア．営業力の強化

営業活動の指針としては点から線、線から面へ活動範囲を拡大していく訪問活動を基本とし、従来の集金営業から情報収集営業への転換を軸といたします。また、役員のトップセールスを始めとした役職員一丸となった営業活動を実践します。

本部は、上意下達的な指導の意識改革を改め、各ブロック毎および各営業店と一体となって業務目標の進展を図るきめ細かな共存体制を確立し目標達成を実現します。

これらを軸とした改革等を通じ、営業現場部門へ人員を再配置するとともに、人材の多様化や育成等により、男女平等に人材の質的向上に立った営業力の強化に取り組んでまいります。

（A）営業推進態勢の強化

α．営業専担化の見直し（全店的な営業力強化）

前経営強化計画において、融資営業力にかかる体制強化を目的として、中小規模事業者向け融資を専担で取り扱う融資営業係を新たに設置し、新規先融資営業に特化した取組みを進めてまいりましたが、要員数確保が当初計画通りとならなかったこともあり、計数的には目標に未達となりました。しかしながら、外部から招聘したインストラクターによる指導の効果から、各係員のノウハウ習得、個人実績につきましては一定の成果

が得られたものと認識しております。

新計画においては、この取組みをさらに進め、全店的な融資営業力の強化を図るため事業性融資の専担制から、各営業店の総合営業係が法人・個人の別を問わず、金融サービスの提供を行う体制といたします。

これまでの取組みによるノウハウを活用し営業力強化を進めるため、融資営業係については融資担当役席として平成24年10月より営業店に再配置し、総合営業係に対する指導担当としての役割も担うことにより、総合営業係のボトムアップを図るほか、融資担当役席は支店長経験を活かし、支店長・副支店長に対する融資ノウハウ（管理回収を含む）のOJTに取組み、渉外係に限らず、営業店全体の体制強化も図ってまいります。

b. 営業店ブロック制の再構築

(a) ブロックの細分化

小集団による本部と営業店のリレーション強化・コミュニケーション強化を図る目的で、平成22年度より、営業店を4つのブロックに分けて業務運営を行ってまいりました。

しかしながら、営業推進面においてブロックを活用した取組がなされていなかったこともあり、営業店側から見た場合、ブロックを意識した取組となっておらず、ブロック内店舗間の連携を高めるという効果は十分ではありませんでした。

このため、平成24年度からは、近隣店舗間の協力による業務の効率化と情報の共有化を図ること、および、よりきめ細かなサービスの提供を主な目的として、近隣の行政区等にある営業店を単位とするブロックの細分化を実施し、ブロック内店舗間の協力による目標達成意識を醸成することにより計画の確実な達成を図ることといたします。

具体的には、40店舗を8ブロックに分け、各店の目標の合計をブロック目標として営業推進にあたります。また、ブロック内の係別の情報連絡会を定期的を開催することにより、ブロック内職員の交流・情報共有を通じて、結束力を高め切磋琢磨する職場環境づくりを目指します。

なお、営業店ブロック制につきましては、今後、ブロック内の店舗機能の見直しについて検討を行い、母店を頂点としたブロック毎の地域運営を組合全体の組織運営上の基本基盤と位置づけ、お客さまとの接点を最重視した業績回復の最前線とする運営を志向するとともに、目標体系を見直し、効率的・意欲的な攻めの営業を目指します。

(b) 営業戦略会議の開催（細分化したブロック単位による連携強化）

前経営強化計画期間においては、営業目標の必達及び営業店長の目標管理意識向上を目的として、全営業店長を対象に「営業推進戦略会議」を毎月休日開催し、目標必達を鼓舞してまいりました。

しかしながら、40か店が参加した全体会議では、人数が多いため一方向の会議となる傾向があり、個別の営業店長との深度ある議論ができず、お互いに納得感が得られるまでの議論を交わすことができませんでした。

こうした問題点を踏まえ平成24年度からは、上記(A) b. (a) による営業店ブロック単位で「営業戦略会議」を毎月開催することとし、本部（担当理事、営業推進

部長、融資部長ほか）が営業現場に出向いて、地域特性を踏まえた今後の営業戦略を各営業店長と深度ある議論をすることで、目標達成意識の喚起と営業店・本部間のコミュニケーション強化を図ることといたします。

c. 本部機能の強化

本部による営業店毎の特性に応じた分析や目標に対する未達要因の分析が不足していたため、営業店に対し実効性ある施策の具体的指示や改善指導が十分に行われておりませんでした。このため、営業店において、各種施策の理解不足・管理不足を招いておりました。

こうした反省から、各営業店の特性に応じた管理・指導・支援する態勢を整備するため、本部における営業推進体制を以下のとおり見直しいたします。

(a) 営業店の指導役の配置（実施時期：平成24年10月）

営業推進部の営業推進課と営業企画課を統合して推進企画課とし、同部内に「推進指導課」を新設いたします。推進指導課には、営業店の「指導役」を4名配置し、営業店長の支店経営サポートを強化してまいります。これは、前経営強化計画において設置した「営業インストラクター」の役割を更に発展させるもので、営業店の目標の進捗管理を行うとともに店舗別に各種施策に対する取組状況や経営状況を分析した資料を作成・活用し、定期的に臨店して直接アドバイスや他店の成功事例の紹介を行います。また、本部と営業店を結ぶパイプ役となり、営業店が各施策の理解を深め、スムーズに進捗できるよう支援する態勢といたします。

(b) 総合相談センターの役割強化

当組合では、平成21年10月に「総合相談センター（パートナーズ）」を設置し、当センターは、事業者向け経営相談（事業再生改善等経営相談、情報提供、専門家の紹介等）、営業店が収集した情報（ビジネスマッチングによる融資商材等）の集約及び営業店へのフィードバック、営業店に設置している「ローン相談窓口」「年金相談窓口」のサポートを行っております。

しかしながら、外部とのパイプは太いものとなったものの、営業部店における「総合相談センターの活用」の意識に温度差があることから、平成24年度からは、営業店融資役席を対象に中小企業支援ネットワーク強化事業に関わるアドバイザーを講師とした研修会の実施やこれまで総合相談センターが関わった具体的な事例紹介、ネットワークを駆使した「情報マッチング」フォルダの積極活用促進、営業店臨店頻度をあげての情報の吸収・発信に努める等、更なる啓蒙強化に注力してまいります。

また、これまで組合内部用として作成していた広報誌「パートナーズ」について、平成24年7月よりお客様向けに衣替えし、総合営業系のドアノックツールとして活用いたします。

本計画期間においては、平成24年10月の組織改革において、総合相談センターは営業推進部内の組織（融資業務推進支援室）から独立させるとともに、コンサルタント機能を発揮するための拠点としての役割を強化いたします。具体的には、以下の取組を継続的に実施してまいります。

【総合相談センターの取組】

- ・ 販売先・仕入先データの一元管理
- ・ 情報マッチング（ハート・トゥ・ハートの営業活動で収集した情報をもとにしたお取引先間の商材等のマッチングを媒介）
- ・ 中小企業支援ネットワーク強化事業を活用した経営相談（アドバイザー派遣）
- ・ 商工会議所や中小企業診断士との提携を通じた経営相談
- ・ 山梨大学との提携を通じた取引先支援（当組合のお客様の新技術・新商品開発などの技術的問題点に関するニーズと、山梨大学が蓄積するシーズ、いわゆる技術の種である研究内容・ノウハウをマッチングさせ、お客様が抱える問題点の解決に向けた取組）

（B）営業推進目標の設定

これまでは、預金・貸出金等のボリューム目標について、本部主導で均質的に設定していたため、営業店の意見が組み入れられておらず、営業店の納得性に欠ける目標となっておりました。平成24年度からは、こうした上意下達的な目標設定を改め、目標に対する営業店の納得性を高めるため、まず、各店自らが地域特性等を勘案して目標を設定し、それを基に本部と協議して目標設定することといたしました。

これにより、営業店職員の責任感の醸成と目標達成意識の向上を図ります。

（C）提案型営業への取組

営業担当者は、商品売り込むこと（お願いセールス）に終始し、取引先の「悩みと経営課題」を理解し解決するという活動までに至っていないのが現状であります。

当組合の強みである県内全域に跨るネットワークとハート・トゥ・ハートによるフットワークを活用して、お客様の懐に入って課題を解決するという取組により、お客様との信頼関係を構築することが必要と考えております。

a. お客様を知るための活動

営業の取組の基本となるのが顧客情報であり、この情報収集には、日々の「ローラー活動」においてお客様との信頼関係を構築し、「話す営業」ではなく「聴く営業」、それも真剣に相手の話に耳を傾ける「傾聴する営業」を実践することでお客様が何に困っているのかを把握し課題解決に取り組むことが必要となります。

これまでのローラー活動の取組においては、次の問題点がありました。

- ・ 訪問軒数を報告するための活動となりがちであった
- ・ 目の前の数値に対する優先度がありローラー活動が疎かになっていた
- ・ 時間管理（集金の効率化、事務処理時間の短縮、訪問事前準備）ができず、ローラー活動の時間が作れていない
- ・ マニュアルの理解不足や目的ローラーのみで訪問件数が少ない

このため本計画では、ローラー活動を効率的・効果的に実施するため、次の施策に取り組めます。

- ・ 会話内容の質的向上を図るため「セールストーク集」を作成

- ・ 営業係の帰店後作業の効率化（活動時間の増加）、情報の継続性の確保、営業店長による時系列での実施状況の管理ができるよう帳票を見直し
- ・ お客様の事情を踏まえた（平日昼間に会えない等）取組みとして、夕方から夜間にかけて集中的に訪問活動を実施するため、フレックスタイム制の導入を検討
- ・ 営業担当者のお客様に対する周知・信頼感醸成のために「自己PR票」を作成
- ・ 研修により、営業活動マニュアルの徹底と訪問事前準備の意識付けを図る

b. お客様への提案

営業店職員は、総合相談センターのノウハウや情報（マッチング情報、販売先・仕入先情報）を活用しながら、お客様に対し、経営目標の実現や経営課題の解決を図るための方策やビジネスマッチング等の提案を行ってまいります。

また、当組合のノウハウで不足する場合は、総合相談センターが提携する外部団体等の専門家を活用してまいります。

なお、外部専門家を活用する場合には、当組合の職員が同行してノウハウの吸収し、レベルアップを図ることといたします。

(D) 人材育成、活用

a. 支店長経験者のノウハウ活用

役職定年となった支店長経験者を支店に再配置し、新任支店長や若手職員の指導担当としての役割を担わせます。この過程で新任支店長のマネジメント力や若手職員の融資審査能力に係るOJTが可能になるものと考えています。

b. 営業店マネジメント力の向上と意識改革

営業係の取組姿勢にバラツキが見られた要因の一つとして、営業店長による業績管理や行動管理が不足していたことがあります。今後、業績を伸ばしていくためには、営業店長のマネジメント力の向上と、営業店長を補佐する次席者等管理職層が自らの職位の役割を認識し、意識改革を図る必要があります。このため、営業店長、次席者および営業統括係長をセットにした研修を平成24年5月より実施しており、各々の役割認識と連携を重視した部店運営による業績向上を図ります。

c. 総合営業係のレベルアップ

前計画において、営業担当者の質的向上策として、営業に秀でた職員を「営業インストラクター」として、総合営業係のうち経験の浅い職員や業績改善への取組が求められる職員の基礎的スキルの向上を目的としてOJTを実施してまいりました。これにより、総合営業係は開拓活動を取り入れた仕組みづくりが定着し、融資開拓に関する知識・営業力が向上いたしました。本計画期間においては、教育・指導が必要な職員に対する指導は継続する方針であります。前述のとおり、平成24年下期をめどに「営業インストラクター」の役割を見直すこととし、「指導役」がその役割を担います。

(E) お客様相談窓口の見直し

顧客の相談・融資ニーズに即応するため、「ローン相談窓口」「年金相談窓口」を総合相談センター及び13店舗の14拠点で、営業時間外にも相談に応じられるよう毎週水・金

曜日は午後８時まで相談受付時間を拡大しております。

しかしながら、これ以外の店舗におきましても、事前のご予約により、営業時間外のご相談にお応えしており、また、曜日に限らずお客様のご都合に合わせて対応しておりますことから、平成２４年８月以降は、全店舗予約制で実施することとし、多くのお客様に周知するために、対外的なＰＲ活動を行います。

また、総合相談センターにつきましては、平成２４年８月より毎週月曜日、水曜日を午後８時まで相談受付する態勢とし、かつ事前のご予約により、曜日に限らずお客様のご都合に合わせた営業時間外のご相談にもお応えしてまいります。

(F) ＣＳの向上

外部講師による研修の開催及び内部研修会の充実を通じてＣＳ（顧客満足度）の向上に努めるほか、各部および営業店ブロックから選出された「ＣＳ推進リーダー」を委員とする「ＣＳ向上委員会」を２か月に１度開催し、各部店のＣＳへの取組状況や問題点の共有、改善への取組などを協議しております。

今後は、引き続き研修により職員（パート職員を含む）の意識高揚・レベルアップを図るほか、総務人事部および営業推進部が臨店し、ＣＳの取組状況を検証するとともに、他部店の取組み好事例を情報発信する等により、顧客満足度の更なる向上に取り組んでまいります。

(G) 窓口係によるセールス

店頭の「顔」である窓口係は、営業店長の管理・指導のもと、平成２２年３月に制定した「窓口対応マニュアル」および「ＣＳ推進マニュアル」を実践することにより、お客様に満足いただき、取引継続率のアップに努めます。また、窓口において収集した情報を窓口担当者日誌を通じて営業係に伝え、互いに情報交換を行うとともに、提携ローン商品の販促を行うなど、営業としての役割も担い、営業力のアップを図ってまいります。

イ．収益力の強化

当組合が優位性を持つビジネス分野である「個人取引」「中小・零細企業取引」について、その内容分析が不十分であると認識しております。「個人取引」の主要な柱である年金についても、国民年金が圧倒的に多く、厚生年金等の１件あたり高額な年金振込は少なく配偶者の振込指定がその大半を占め、結果として固定化された預金となりにくく、個人預金増強の基盤が弱くなっております。また、個人ローン等収益に結びつく発展的な取引関係に直接繋がらない状態であり、この点を踏まえて、地域経済の活性化に向けての「中小・零細企業取引」への取組みと合わせまして、新たな収益拡大を目指した、魅力ある「個人関連ローン」、「年金関連」に経営資源を集中し、収益の増強を図ります。

(A) 預金貸出金取引の強化

前計画期間においては、総合営業係による貸出業務の習得や事業所へのアプローチ方法等の習得等を優先していたことから、融資推進に傾注しておりました。本計画期間においては、預金残高の回復が急務であると認識し、事業所取引、家計取引のメイン化を意識した預貸併進への取組を進めてまいります。

【 預金推進計画 】

(単位 : 百万円)

	24/3 期 実績	25/3 期 計画	26/3 期 計画	27/3 期 計画
総預金残高	375,309	380,000	386,000	393,000
個人預金残高	326,783	329,000	332,500	336,500
法人預金残高	48,526	51,000	53,500	56,500

(B) 法人戦略

取引先の実態に則して営業店及び本部がこれを共有して債務者に臨むことにより、それぞれの取引先に対して的確な管理（営業推進及び債権管理両面）を実践することを目的に個社別取組方針の策定を実施してまいりましたが、取引先の実態を把握するための情報収集が不十分であったり、方針策定までに時間がかかり過ぎたり、また営業店と本部とのコミュニケーション不足が原因で方針が的外れとなった事例が発生するなど成果は不十分と認識しておりますので、個社別取組方針の承認プロセス及びトレース方法の見直しを実施して精度向上及び実践強化を図ることで組合の収益改善に繋げてまいります。

また、体制強化を踏まえて新規開拓と既存先に対する取引深耕を継続するとともに、過去からの貸出取引先で完済等により取引終了となっている先も多数発生していることから、当該先の解消要因分析・現況調査を平成24年8月までに実施し、復活のためのアプローチを行うことにより、資金需要の掘り起こしを行います。

(C) 個人戦略

個人取引については、お客様との取引内容を十分理解したうえで、さらに取引深耕を図ることを目的に、平成24年4月に個人世帯メイン化基準の見直しを行っております。併せて、同5月より預金や貸出金取引等の取引状況についてSKCセンターの稼動システムを活用し、ポイント制によるシステム管理が可能となったことから、当該ポイントの付与状況を踏まえたメリハリのある営業活動を行い、世帯取引のメイン化を推進してまいります。

a. 預金増強

個人向け預金については、平成21年以降、ボーナス時期を捉えて懸賞金付定期預金を販売してまいりましたが、個人定期預金の減少に歯止めをかけることができませんでした。このため、平成24年1月から金利上乘せ定期預金を販売し推進してまいりました結果、平成23年度の第4四半期は、個人定期預金が前四半期比で261百万円の増加となり、減少傾向に歯止めをかけることができました。

本計画期間においても、安定的な資金を確保するため、お客様のニーズに応じた商品を開発・販売し、個人定期預金の獲得を強化してまいります。具体策として、お客様からの要望が多かった長期定期預金（3年もの、5年もの）、通帳式定期（総合口座可）などの取扱を可能にした金利上乘せ定期預金を平成24年6月から販売し、預金残高の増

強を図ります。

また、年金レディを増員し年金取引を推進するとともに、お客様との接点を強化することにより、年金取引先からの預金獲得にも注力してまいります。

b. 住宅ローン

住宅ローンについては、金利優遇を行うキャンペーンを年間を通じて実施したほか、平成21年度より無担保の住宅借換ローン、エコ住宅に優遇金利を適用するエコ住宅ローン及びエコリフォームローンの取扱いを開始し、お客様の多様な住宅ニーズ・資金ニーズにお応えしてまいりました。しかしながら、山梨県内の新設住宅着工戸数が平成23年度は前年度比6.5%減少しているほか、地元リーディングバンクのキャンペーン金利に各金融機関が追随するなど、競争が激化していることもあり、平成24年3月末の住宅ローン残高は平成21年3月末比で96億円の減少となりました。

マーケットが縮小する中で、今後は、住宅ローン全般に関する知識の向上を目的とした研修の実施により総合営業系のスキルアップを図るとともに、ローラー活動を通じて定期的にお客様にアプローチしてまいります。新築案件はもとより、太陽光発電システムの導入や東海地震への備えから耐震改修等のリフォーム需要も見込まれることから、営業活動を通じてリフォームローンや借り換え案件にかかる情報の収集を行うことにより、住宅ローン残高の減少傾向に歯止めをかけることといたします。

また、平日の営業時間内にご来店されることが困難なお客様に対しては、営業時間外における「ローン相談窓口」を全店で実施することにより対応してまいります。

【 住宅ローン推進計画 】

(単位 : 百万円)

	24/3 期 実績	25/3 期 計画	26/3 期 計画	27/3 期 計画
住宅ローン実行額 (期中)	1,046	3,170	3,180	3,180
住宅ローン残高	29,055	29,120	29,170	29,220
年間純増額	▲2,711	65	50	50

c. 消費者ローン

消費者ローンについては、中小規模事業者向け融資を中心に推進してきた経緯から、消費者ローンについては残高強化策を講じてまいりませんでした。また、長引く景気低迷により消費マインドの冷え込みが続いたことから、消費者ローン残高は前計画期間の3年間で大幅な減少となっており、当組合の収益力低下を招いた要因の一つであります。

本計画では、収益確保のための重要な商品であると認識し、積極的に推進してまいります。

- ・ 貸金業法改正に対応した商品は販売しているものの、当組合顧客に対するフォロー商品の開発を行います。
- ・ 総合営業系の営業力強化のためのツールとして、商品パンフレットを平成24年度上期中に整備いたします。
- ・ 非対面チャネルとして、信組業界のローン検索サイト「しんくみローン・サーチ」

に当組合の商品を登録し、webを利用した申込受付により取引拡大を図るとともに、チラシを活用した営業活動や窓口セールスにより積極的にPR活動を展開してまいります。

- ・ 職員教育として、個人ローンの教育は店内OJTと集合研修を併用し、職員の商品知識や推進スキルの向上を図ります。

【 個人ローン推進計画 】

(単位 : 百万円)

	24/3 期 実績	25/3 期 計画	26/3 期 計画	27/3 期 計画
個人ローン実行額 (期中)	1,336	3,400	3,520	3,520
個人ローン残高	4,794	5,800	6,930	8,050
年間純増額	▲1,147	1,006	1,130	1,120

(D) 地方公共団体取引

地方公共団体に対する資金供給は、地方財政の安定化に資するとともに、地域経済の活性化に貢献するものと認識しております。

このため、地方債の引受を積極的に推進することにより、地方公共団体向け貸出残高の増強を図り、地方経済の発展に寄与してまいります。

また、平成24年4月に行政経験豊富な人材(前 山梨県副知事)を顧問として招聘いたしましたことから、その人脈等を活用して市町村との関係を一層強化し、地方公共団体からの預金の受入についても積極的に推し進めるとともに、県の中小企業向け助成制度の活用促進を進めてまいります。

(E) 収益管理態勢の構築

当組合の収益管理手法としては、営業店別に月次で収支状況を算出し、帳票を各営業店に還元して収益意識の醸成を促してまいりましたが、営業店における年間目標は、本部から配賦された「残高目標」であるため、営業店において、「取引の採算」や「収益」を意識した活動には繋がっておりませんでした。

組合の収益を効果的に向上させるためには、顧客別の採算を把握したうえで、改善を図るための営業活動を展開する必要があると考えております。

このため、平成24年度から、収益管理態勢を構築し、組合としての収益目標を達成するために、事業計画をもとに算出した「営業店別収益目標額」を各営業店に配賦して、各営業店では当該収益目標の達成を目指して店舗運営にあたることといたします。本部においては、月次で「営業店月次損益実績表を還元し、進捗が芳しくない店舗に対しては、どの項目を改善すれば収益向上に貢献するかについて、適宜、担当役員が中心となって指導することといたします。

この取組みにより営業店長の収益マインドを高め、営業店長が自店の収益構造を把握し、また、主要取引先の採算性を把握することにより、課題を見つけ、自立的にその見直しに努めることを志向いたします。

(F) 実質金利を重視した個社別採算管理

上記(E)における収益を意識した取組の一環として、平成24年6月より、個社別の取引採算性を管理いたします。具体的には、SKCセンターの顧客別採算管理システムを活用して営業店に「顧客別採算管理表」を還元し、営業店では、登録された主要取引先の過去6か月分の実質金利および利益率により個社別取引採算を把握することにより、収益性を意識した取組（新規融資による収益獲得、既存融資先の金利引き上げ、預金増強による実質金利の上昇、ランクアップによる引当金の戻入、延滞先に対する条件変更による稼動化など）を行ってまいります。

ウ. 組織力の強化

風通しの良い本来の金融機関としての原点に立ち戻った運営への転換を図り、真に地域社会とともに歩むコミュニティ・バンクの実現に取り組めます。

(A) 雇用形態の見直し

役職定年は原則55歳としているものの、職員の能力・業務経験を総合的に勘案して、特に必要と認められる職員については、1年間を限り役職を継続できるよう手当てしております。しかしながら、当組合の職員年齢構成上、本計画期間に役職定年となる職員が大量に発生する予定であり、業務運営上支障をきたす虞があることから、継続できる期間を1年間に限定せず、弾力的に運用できるよう役職定年制の見直しの検討を平成24年9月までに実施いたします。

(B) 業績評価制度（評価基準等）の見直し（職員のモチベーション向上施策）

前計画期間においては、店性・地域特性を考慮せず高い水準の目標設定がなされ、営業店での納得感が得られていませんでした。このため、営業店の自主計画に基づいた目標設定を行い、主課題を必須項目とし、他評価項目を選択式にすることにより、店性・地域特性を生かした評価となるよう見直します。また、前年度まで店舗表彰制度はあるものの個人表彰制度は無く、公平感・納得感が得られない状況であることから、平成24年度より総合営業系の表彰制度をモチベーションの向上のため導入してまいります。

(C) 組織内リレーション強化

風通しの良い職場環境づくりおよび情報共有化を目的として、営業店ブロック単位での「担当者連絡会」を平成24年5月より毎月実施しております。総合営業系や窓口係などが他の営業店職員との交流を通じて、業務上の悩みや取組好事例を共有することにより、職員の一体感醸成を図ります。なお、当連絡会で出された意見・要望等については、翌月末までに総務人事部において取りまとめ、所管部署に検討を指示するとともに、結果を各部店に還元することにより、組合全体で情報を共有化いたします。

(D) 外部人材の活用

当組合の経営改善に向け、必要に応じ、全信組連等に外部人材の招致について要請するなどし、経営管理や営業現場の強化等を図ってまいります。

(4) 信用コスト削減のための取組強化

ア. 取引先の実態把握の徹底

当組合では、前計画における信用コスト削減のための方策として、条件変更実施先については、財務分析による定量情報の把握に加え、債務者へのモニタリングによる経営者の資質や意欲などの定性面の実態把握に努め、事業継続を前提とした個社別取組方針を策定し、経営改善指導を徹底することとしておりました。

しかしながら、前計画期間(3年間)の信用コストは計画を大きく上回る結果となり、これは、県内地価の下落により担保処分(競売)に伴う2次ロスが発生したことや担保不動産価額下落による追加引当が生じたこと、及び平成24年3月は、翌年3月に中小企業金融円滑化法が終了することを踏まえ、予防的措置として、より一層厳格な資産査定を実施したことが主な要因であります。現状の「個社別取組方針」が抽象的表面的で具体性に欠け、面談や分析に応じた独自の方針となっておらず、債務者の実態把握が徹底されていなかったことも一因であります。

こうした現状認識を踏まえ、本計画においては、以下の取組により債務者の実態把握を徹底してまいります。

(A) 個社別取組方針の精度向上

- ① 個社別取組方針の策定・更新にあたり、融資部が中心となって記載すべき内容に関し個別・具体的な指導を実施する等、本部と営業店が共通の問題認識を持ち、一体となって取引先の実態把握に努めてまいります。なお、大口貸出先など経営への影響度合の高い先で、実態把握が不十分な債務者につきましては、速やかに実施いたします。
- ② 個社別取組方針の承認プロセスについて、年一回の見直しに止まり、必ずしも実態を反映していなかった面があるため、その頻度を高め、実効性のあるものといたします。具体的には、取組方針について年2回の定期見直しを行うことに加え、債務者状況が変動した際に随時見直しを行うことといたします。

(B) 個社別取組方針の検証体制の整備

- ① 方針に沿った取組(顧客交渉)がなされているか融資部において定期的に(半期ごとに)進捗管理を行う他、随時見直し時に各承認部署においてその検証を行うこととします。
- ② 取組不芳な営業部店に対しては、融資部担当者が臨店指導を実施いたします。

(C) 実質金利を重視した取組

個社別取組方針の策定にあたり、前述の「イ.(F) 実質金利を重視した個社別採算管理」を踏まえ、実質金利の改善を図るために実践する取組も明記させることといたしました。

なお、実質金利改善に向けた取組については、平成24年6月に融資部から営業店に伝達し、すでに取組を開始しており、進捗状況によっては融資部担当者による営業店のサポートも併せて実施いたします。

イ. 延滞債権の管理強化

(A) 短期延滞債権への取組

a. 定型ローン

平成20年10月に「ローン管理センター」を設置し、初期延滞対応を行っております。

すが、今後とも、これを徹底していきます。

「ローン管理センター」においては、平成21年12月に「延滞管理システム」を導入し、個人ローンおよびカードローンの延滞管理の一元化を図っておりますが、平成24年12月を目途に「延滞管理システム」の機能強化（未対応であった総合口座セットカードローンの管理システムの構築等）を行い、延滞管理体制を強化いたします。

b. 事業性融資

事業性融資にかかる短期延滞への取組については、融資部において営業店における日常の督促状況の管理を強化するとともに、債務者の業況推移、延滞原因、交渉記録等について営業店と融資部で共有化し、債務者に応じた対応策を個別に協議することにより、延滞債権の正常化を図ることとしておりました。

しかしながら、融資部においては目先の審査案件を優先し、延滞管理については表面的なものとなる傾向があり、営業店に対する適時的確な指示が十分になされていたとは言えない態勢でありました。

このため、平成24年度からは、毎月5営業日から15日までの期間を短期延滞改善期間と位置づけ、本部と営業店の情報交換と債務者に対するアプローチを集中的に行う期間とし、債務者の事業改善に基づく延滞解消に積極的に取り組んでまいります。また、営業店の取組状況に応じて、担当役員および融資部担当者による臨店指導を実施し、本部と営業店が共通認識のもと、一体となって延滞債権の縮減に取り組んでまいります。更に、延滞発生が懸念される債務者に対しましては、担当役員がトップになっている金融円滑化推進部会と企業支援部が主体となり、早期に経営改善に向けた取り組みを実施することにより新たな延滞発生の防止を図ります。

(B) 長期延滞債権への取組

延滞が長期化している大口の債権については、融資部管理課において「重点対応チーム（仮称）」を設置（実施時期：平成24年9月）して、同チームが主体となって実態把握を行うとともに、同チーム主導のもと個社別取組方針（回収方針）を策定し、督促強化および担保の任意売却等による回収強化を図ります。

なお、回収方針については審査会等において協議を重ねるとともに、重要案件に対する取組み状況について適時審査会等に報告することで、かかる事案に対する経営陣の関与の強化を図ります。（審査会メンバー構成：理事長、専務理事、常務理事、担当理事、企業支援部長、融資部担当部長）

ウ. 取引先の事業再生支援の強化

中小企業金融円滑化法が平成25年3月末で終了となることから、「中小企業の経営支援のための政策パッケージ」の趣旨を踏まえ、お取引先企業の再生支援の取組みを強化します。

具体的には、新たに経営改善・コンサルティング業務に特化した役員をトップとする部署を組合本部に新設します。当該新設部署において、お取引先企業が事業再生等の支援を必要とする状況にある場合には、判断を先送りせず、当該支援の実効性を高める観点から、中小企業再生支援協議会や企業再生支援機構などの外部専門機関の第三者的な視点や専門的な知見・機能を積極的に活用し、未だ経営改善が達成できないお取引先に対し、抜本的な経営改善支援に取り組んでまいります。

エ. ランクアップの取組

ランクアップの取組は、お客様の業績をよくするための取組という認識のもと、当組合の業績改善に繋がることから、積極的に取り組んでまいります。

具体的には、営業店、融資部、および担当役員との協議を踏まえて対象先を選定し、対象先ごとに手法およびスケジュールにかかる認識を共有して取り組みます。

取組の進捗状況については、融資部が管理し経営強化計画等進捗管理委員会へ毎月報告することとし、取組が遅延している場合等、必要に応じて融資部および担当役員により営業店のサポートを実施します。

オ. 目標管理体制の強化による回収の促進

営業店における信用コスト削減の意識付けを図るため、平成24年度から営業店における延滞債権回収金額、ランクアップによる引当金圧縮額、および償却債権取立益を目標数値化（自主計画）し、融資部において進捗管理を行うことといたします。また、取組結果については店別の業績評価に反映させることといたします。

なお、進捗状況については、各項目毎に進捗状況を毎月、経営強化計画等進捗管理委員会に報告し、計画差異が生じた場合は、融資部部店担当者の臨店および営業戦略会議においてきめ細かく各部店への指導を行います。

（５）ローコスト体制の徹底

ローコスト体制への移行につきましては、前計画の取組において、職員数は平成21年3月期の職員数621名から計画終期の平成24年3月末に482名に削減したほか、店舗については2年間で8か店・1出張所削減し、40店舗体制を実現するなど、経営の効率化に一定の成果を上げることができました。

本計画期間においては、引き続きコスト意識の徹底による生産性の向上を進めていくなかで、本部・営業店事務改革等による間接部門から営業部門への人員の再配置やパートタイマーの活用等により、営業戦力の充実を図ります。併せて、各種研修等を通じた営業戦力の質的強化や、スペシャリスト育成等の改革もあわせた戦略投資を行うことで、収益力や生産性の向上を実現してまいります。

ア. 人件費の抑制

（Ａ）賞与の支給

平成24年3月期の決算において8期連続の赤字決算となり、多額の繰越損失を計上し優先出資が無配となる現状を重く受け止め、平成24年度上期の管理職および監督職の賞与は、一律50%カットいたします。平成24年度下期以降の賞与支給につきましては、収益性の改善を優先したうえで支給の有無を判断し、支給する場合においても支給水準を極力抑制する方針であります。なお、長期的に給与・賞与のカットが行われることによるモチベーションの低下を抑止するため、コア業務純益が計画以上の改善が図られた場合には、賞与の支給水準の見直しも検討いたします。また、役員賞与につきましては支給は行っておりませんが、今後も期限を定めず当面の間支給は行いません。

(B) 人件費

信用リスク管理態勢の強化を図るため、整理回収機構から派遣いただいていた職員6名を平成24年1月1日付で直接雇用いたしました。平成24年度は、これによる人件費の増加額は約35百万円となりますが、給与水準の抑制と上述の賞与カットによる削減効果から、対前年度比31百万円の増加に抑えております。

(単位：百万円、%)

	21/3期 実績	22/3期 実績	23/3期 実績	24/3期 実績	25/3期 計画	26/3期 計画	27/3期 計画
人件費	3,600	3,087	2,839	2,756	2,788	2,803	2,781
業務粗利益	7,342	7,443	7,261	6,947	7,383	7,688	8,048
業務粗利益経費率	71.65	61.06	58.21	57.59	53.89	51.18	48.75

イ. 物件費の圧縮

物件費の削減については、前計画において、「カイゼンプロジェクトチーム」を設置し、各業務の見直しを含め全組織的にあらゆる分野において聖域なく現場のムダ・ムラの総洗い出し作業を行い、物件費を中心とした改善活動に取り組んでまいりました。また、さらなる経費節減を目的として、平成22年4月から経費予算管理を導入し、部署毎、科目毎に経費を配賦・管理しております。

今後も徹底した物件費の削減に努めてまいりますが、機械化関連の経費については、人員削減による内部事務処理の負荷やお客様の利便性向上のために必要と考えられる場合には、費用対効果を十分検証のうえ、判断を行ってまいります。

本計画には、SKCの窓口端末、ATM、出納機器の更改に伴う費用を計上しております。また、東日本大震災により地盤沈下が生じた御坂支店の新築、東海地震発生リスクへの備えから本店の耐震改修工事に伴う費用が含まれております。

(単位：百万円)

	21/3期 実績	22/3期 実績	23/3期 実績	24/3期 実績	25/3期 計画	26/3期 計画	27/3期 計画
物件費	2,154	2,023	1,882	1,746	1,740	1,740	1,740
うち機械化関連費用	605	678	600	597	644	703	692

(6) 経営強化計画の確実な履行の確保

ア. 経営強化室

平成21年9月に設置した「経営強化室」は、複数の所管部にまたがる施策の立案調整を行っております。

当室は理事長が室長となり、各所管部から横断的に人材や情報の提供を適時受けるクロスファンクショナルチーム（以下、「CFT」という。）の手法を採り入れ、前計画期間中に

40のCFTを設置し、計画の進捗状況等を踏まえ早急に取り組む必要性が希薄となった2施策を除く38施策を立案し各所管部へ引継ぎ実行に移しております。このようにCFTを設置したこと、また、平成22年5月から組合内リレーション強化策を実施していることもあり、各部コミュニケーションも一層推進されました。このことから、現状においては、喫緊課題が生じた際、機動的にCFTを設置する対応となっております。

イ．経営強化計画等進捗管理委員会の機能強化

本経営強化計画の進捗状況につきましては、平成21年10月に設置した「経営強化計画等進捗管理委員会」を毎月開催し、施策の実施状況を管理しております。これまでの委員会では、経営強化計画全般における施策や計数の進捗管理が主となっており、個別の営業店に対する本部指示の適切性の検証や施策の見直しを含めた指示が不十分であったと認識しております。

このため、平成24年度からは、営業戦略会議における協議結果を報告させ、個別営業店ごとの課題に対する取り組み状況を把握するとともに、本部の指導内容の適切性を検証いたします。また、委員会において出された改善対応策や役員からの指示事項については、所管部署より、その対応状況・改善策の取組状況等を次回以降の委員会における協議項目として説明・報告することを必須として、継続して委員全体で協議を行うことにより、確実にトレースを行う枠組みとして、「施策への取組み」－「進捗協議」－「改善策検討」－「施策・改善策への取組み」…といったPDCAサイクルが回るようにいたします。なお、同委員会は、理事長が委員長となり、全常勤役員と本部部長が委員となっているほか、毎回2名の営業店長が加わり、本部・営業店間の認識の統一を図っております。

5. 従前の経営体制の見直しその他の責任ある経営体制の確立に関する事項

(1) 業務執行に対する監査又は監督の体制の強化のための方策

ア. ガバナンス態勢の強化

(A) 経営監視・牽制の適正化

当組合は、業務改善命令を受令したことを厳粛に受け止め、コーポレート・ガバナンス態勢の確立を経営の最重要課題の一つとして位置づけ、理事会、監事会による経営監視・牽制が適正に機能する体制としております。

常勤理事はそれぞれの担当業務の内容やリスクを十分理解するとともに、非常勤理事も経営の意思決定の客観性を確保する観点から、自らの役割を認識するなど、理事一人ひとりが自らの役割・責任を果たすことで牽制機能を高めてまいります。

(B) 経営の客観性・透明性の向上

本経営強化計画進捗状況の管理・監督、経営戦略や基本方針についての客観的な立場で評価・助言を受け、経営の客観性・透明性を高めるため、信用組合業界の系統中央金融機関である全信組連の経営指導を毎月受けるとともに、年に1回の全国信用組合監査機構の監査を受監し、経営にかかる助言を受けております。

イ. 経営方針の周知

(A) 理事長経営方針の伝達

理事長は経営方針の伝達にあたり、わかりやすくポイントを整理して職員にメッセージを伝えることに心がけております。伝達手段としては、毎朝開催している役員部長連絡会（朝会）や毎週初開催している本部朝礼での理事長講話の内容、及び主要会議の席での理事長挨拶の内容を「理事長メッセージ」として社内LANにより全役職員へ配信し、当組合の方針を周知しております。また、臨店時においても現場の職員に対して直接経営方針を伝えてまいります。

(B) 役員による多頻度臨店

常勤役員は定例的に営業店を訪問し、職員と対話を行い経営方針や本部の施策を明確に伝達するとともに、営業現場の意見を吸い上げることにより、本部と営業店が共通の問題認識を醸成いたします。

(2) リスク管理の体制の強化のための方策

ア. ALM委員会

当組合は、組合全体のリスクを統合的に管理するため、総合企画部を統括部署として「ALM委員会」を設置し、各種リスク管理方針・規程に従い信用リスク、市場リスク、流動性リスク、オペレーショナル・リスクをはじめ主要なリスク状況を把握するとともに、評価・計測されたリスクについて、毎月開催の「ALM委員会」にて協議し、その協議内容は常勤理事会に報告する体制となっております。

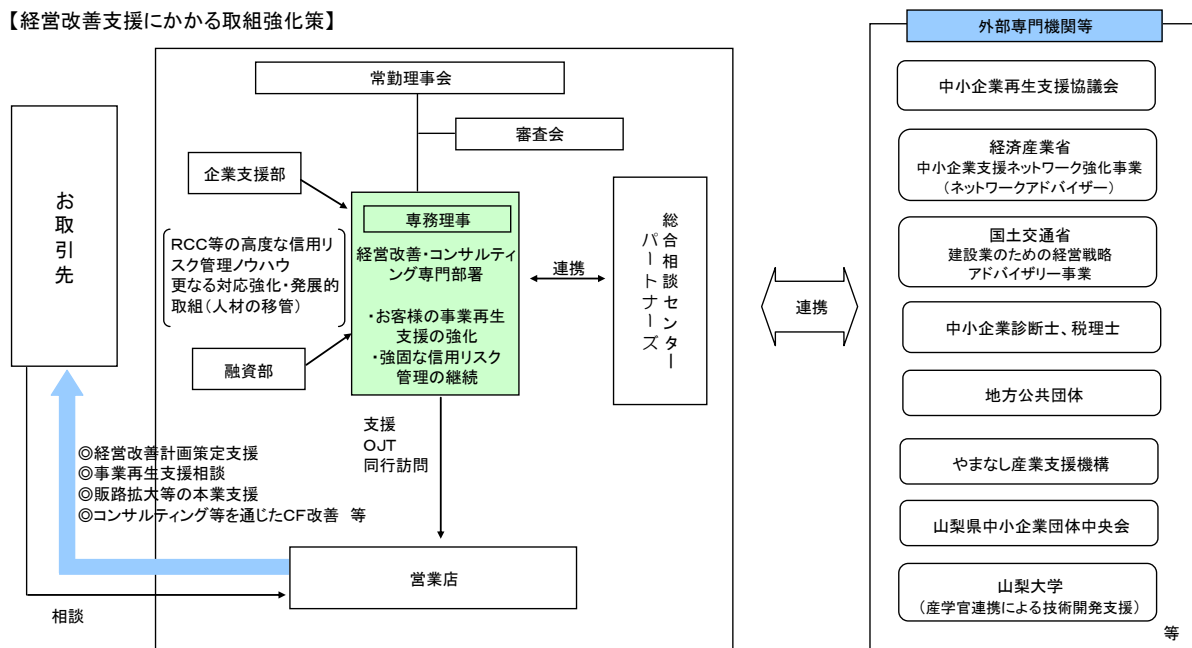
イ. 信用リスク管理体制

(A) 信用リスク管理態勢

中小企業金融円滑化法の下で、金融円滑化推進部会及び企業支援部を中心に、お客様の経営改善に向けた取組みを実施してまいりましたが、平成25年3月末に同法が終了となることを踏まえ、この取組みとは別に、新たに経営改善・コンサルティング業務に特化させた、役員をトップとする部署を立ち上げ、外部機関（中小企業再生支援協議会、中小企業診断士、税理士等）と今まで以上に積極的な連携を図りながら、未だ経営改善が達成できないお取引先に対し、抜本的な経営改善支援に取り組んでまいります。

また、当組合お取引先の皆様に対しては、平成24年10月に経営者の会の立ち上げを予定しておりますが、同会運営の中で採り上げられる企業経営の様々な課題につきましても、積極的にコンサルティング機能を発揮し問題解決に取り組むことで、地域企業に対する経営支援や地域経済の活性化に貢献してまいります。

【経営改善支援にかかる取組強化策】



(B) クレジット・リミットによる管理

特定の大口与信先に対する与信集中を抑制するため、「信用リスク管理規程」において、必要に応じて大口与信先または反復・継続的な取引先の与信の上限額を取引先ごとに個社別取組方針の中に定めることとしております。

しかしながら、大口与信先の一部の債務者については、上限額を設定したものの、企業支援部の管理の下で経営改善を目指す対応が得策と考え、クレジット・リミットによる管理よりも支援先として企業支援部による直接的な管理を優先し、同リミットによる管理が実質的に機能していない事例がありました。

このため、平成24年度は、①クレジット・リミット設定の基準、②同リミットを適用する対象先、③同リミットを超過する場合またはその可能性がある場合の与信管理手法など、運用ルールを明確にし、上限管理を厳格に行うことといたします。

(C) 審査会による与信審査

過度な与信集中を回避するため、総与信額が6億円（新規融資については1案件2億円）を超える大口与信先については審査会で取組方針および基準与信額を決定し、四半期ごとに大口与信先の基準与信額の遵守状況、決算内容、組合取引状況、業況および問題点、個別案件の動向等のモニタリング結果を常勤理事会に報告し、与信集中リスクの把握に努めております。

(D) 破綻企業に学ぶ信用リスク管理

企業支援部において、過去3年以内の倒産企業の破綻原因を分析するとともに、与信管理の課題と最近の粉飾の流れを研究し、その検証結果を全営業部店と共有することにより倒産の未然防止や倒産兆候の把握に努めてまいります。

(E) 信用リスク管理の高度化

信用リスク管理の高度化を図るため、信用格付システムを導入（実施時期：平成26年4月）し、債務者区分と整合的に管理する体制を整備いたします。

ウ. 市場リスク管理体制

(A) 運用方針

市場リスク管理方針・規程等に基づき、年度毎に余裕資金運用方針・計画を策定し、国債・地方債等の安全性の高い債券を中心に運用しております。今後ともリスクの高い仕組債等については新たな運用はいたしません。

(B) 市場リスク管理態勢

市場リスクの管理につきましては、リスク統括部署によるモニタリングを行い、その結果を、ALM委員会を通じて定期的に常勤理事会へ報告し、経営陣がリスク量について適切に評価・判断できる体制となっております。

市場リスク管理の具体的な手法としては、保有有価証券のアラームポイントを設定し、経営体力から見て過大な市場リスクテイクとならないよう適切な管理をしており、アラームポイントに抵触した場合には、直ちに常勤理事会へ報告し対応策を協議・決定する体制としております。

(3) 法令等遵守の体制の強化のための方策

当組合は、過去に複数の不祥事件が発生したことを厳粛に受け止め、法令等遵守を経営の最重要課題の一つとして位置づけ、

コンプライアンスを最重視する企業（経営）としての姿勢をさらに職員に浸透させるべく、「経営理念」等をすべての中心に据えるとともに、コンプライアンス意識を真に浸透させるための仕組みの再構築に取り組んでいます。

- ・明確な経営の価値観に基づくコンプライアンス態勢
- ・継続的な啓発活動による職員全員のコンプライアンス意識の浸透
- ・職員とコンプライアンス統括部署（ひいては経営陣）とのコミュニケーション向上等による自律性を重視した浸透策の実施

ア. コンプライアンス統括部

役員がコンプライアンスに取り組む経営姿勢を自ら率先して示し、その経営姿勢を職員に周知・徹底するとともに、コンプライアンスに関するモニタリング、報告等の体制を整備することにより法令等遵守を徹底する組織づくりを実現いたします。

具体的には、コンプライアンス推進のための統括部署としてコンプライアンス統括部を設置し、そこに専担者を配置して、法令等遵守態勢確立のための諸施策、業務改善計画の継続的なモニタリングに取り組んでおります。

コンプライアンス・プログラムの実効性を確保するため、各店のコンプライアンス・プログラムに対する進捗モニタリングを通じた検証・指導を強化してまいります。

イ. コンプライアンスに係る教育・指導

法令等遵守意識の醸成・徹底を図るため、全部店毎に毎月コンプライアンス・リスク研修を実施しておりますが、コンプライアンス統括部において、研修内容や研修効果の検証体制が十分ではありませんでした。

このため、研修実施報告の内容を検証し、改善のための提言を行うとともに、コンプライアンス統括部より具体的かつ実務に役立つ研修資料、題材等を継続的に提供し、研修が実際の営業店活動に活かされる態勢を構築します。

ウ. コンプライアンス委員会

a. コンプライアンス委員会の役割

コンプライアンスに係る計画、実施、点検などを行うとともに、不祥事件発生などの対応や再発防止策の策定を行うため、理事長が指名する常勤理事3名、職員4名を委員とし、常勤監事をオブザーバーとして構成する「コンプライアンス委員会」を設置しております。当委員会は、法令等遵守態勢の確立に向けた内部管理体制の改善に取り組んでおります。

b. コンプライアンス委員会の機能強化

不祥事件等にかかる再発防止策の実効性を高めるため、コンプライアンス委員会は、不祥事件の再発防止策等に関する実効性の検証について審議を行い、常勤理事会に報告する体制といたします。また、コンプライアンス違反者に対し、その後の業務の遂行状況についてモニタリングを行うことといたします。

エ. 内部通報制度

組織的または個人による不正・違法・反倫理的行為等の早期発見と是正を図り、自浄作用の機能向上を目的として「内部通報制度」を設けておりますが、同制度の利用方法を周知し認知度を高める方策が必要であると認識しております。

コンプライアンス・プログラムに同制度の活発利用に向けた呼びかけ、利用勧奨を盛り込むとともに、同制度を啓蒙する店内掲示ポスターを作成し、認知度を高めることにより同制度の実効性を確保してまいります。

オ. コンプライアンス担当者連絡協議会

コンプライアンス・プログラムの実効性の向上に努めるため、全部店にコンプライアンス

担当者を配置しております。全部店における法令等遵守への取組状況の平準化と、コンプライアンス・プログラムの進捗状況の確認を目的として「コンプライアンス担当者連絡協議会」を設置し、定期的に開催しております。

（４）経営に対する評価の客観性の確保のための方策

ア．全信組連による経営指導、全国信用組合監査機構の監査受査

経営に対する評価の客観性を確保するため、信用組合業界の系統中央金融機関である全信組連の経営指導を定期的に受けるとともに、年に１回の監査機構監査を受査しております。これにより、当組合の経営戦略や基本方針について客観的な立場で評価・助言を受け、引き続き経営の客観性・透明性を高めてまいります。

イ．経営諮問会議

経営に対する評価の客観性を確保するため、理事会の諮問機関として、外部有識者で構成される「経営諮問会議（アドバイザリーボード）」を平成２２年１２月に設置し、半期に１回定期的に開催しております。これまでの会議では、経営全般について助言・提言をいただき、これを経営に反映させることにより、経営の客観性・透明性を確保し、コーポレート・ガバナンスを強化することを目的としております。今後も客観的な立場で評価・助言をいただき、経営の客観性・透明性を高めてまいります。

なお、平成２４年度から新たに山梨県出身の金融機関ＯＢを委員として迎え、より専門的な助言・提言をいただき、これを経営に反映させてまいります。

（５）情報開示の充実のための方策

ア．情報開示に関する基本的な考え方

お客様・組合員の皆様に当組合の経営に対する理解を深めていただき、経営の透明性を確保することを目的として、迅速かつ充実した経営情報を開示するとともに、積極的な営業活動に取り組んでおります。

今後とも、従来と同様、ディスクロージャー誌については、決算期ごとに法令で定められた開示内容以外に、経営理念、リスク管理態勢、コンプライアンス管理態勢の状況をはじめ、地域貢献に関する情報等、当組合を理解していただくための経営情報を分かりやすく伝えられるように作成し、窓口に備え置くほか、当組合のホームページ上でも公開いたします。

また、９月次においても経営内容に関するレポートを作成し、ディスクロージャー誌と同様の方法で開示しております。

イ．ディスクロージャー誌等での開示

現在行っている情報開示に関する基本方針として、「ディスクロージャー・ポリシー（情報開示に関する基本的な考え方）」を制定・公表し、適時適切かつ透明性の高い情報開示を行ってまいります。

6. 中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化、その他の主として業務を行っている地域における経済の活性化に資する方策

(1) 中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化、その他の主として業務を行っている地域における経済の活性化に資するための方策

《当組合の方針》

当組合の主たる営業地域である山梨県内の中小規模事業者を取り巻く経済環境は、山梨県中小企業団体中央会の「県内の景況情報（平成24年3月分）」によると、「全く見通しが立たない」、「業況の悪化が予測される」とする厳しい経営状況の実態についての報告が目立ち、製造業、非製造業ともに資材、燃料、電気料の値上がりによる経営の逼迫を懸念する報告が増加している状況です。

こうした状況を踏まえ、当組合は地域社会の一員として、金融面から地域経済の活性化に取組むことが責務であると認識しております。これまで以上に地域の中小規模事業者への円滑な資金供与や充実した金融サービスの提供を通じて地域経済への貢献を実現し、地域とともに再生・活性化してまいります。

当組合では、「地域密着型金融」を恒久的かつ日常的な取組みと位置付け、「ライフサイクルに応じた取引先企業の支援強化」・「中小企業に適した資金供給方法の徹底」・「持続可能な地域経済への貢献」等の取組を推進してまいりました。今後も継続して、信用組合の「強み」である地域社会に密着した営業活動を生かし、事業者の事業の発展・再生に対する支援態勢の強化に取り組むとともに、地域の利用者の利便性に努めてまいります。

(2) 中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化のための方策

ア. 中小規模事業者等向けの信用供与円滑化計画

上述のとおり、今後においても、地域の中小規模事業者を取り巻く環境は依然として厳しい状況が続き、資金需要は盛り上がりを欠いた状況が続くものと予想されます。

また、当組合の最重要課題の一つである不良債権（24/3 末の破産更正債権 598 億円）の処理を進めていくと、中小規模事業者向け貸出金への影響もあります。

このような環境から、中小規模事業者向け貸出金残高を純増させていくには非常に厳しい状況にあります。本計画に記載した諸施策を着実に実行し、地域の中小規模事業者の様々なニーズに適時適切にお応えすることによって、中小規模事業者への貸出残高を以下のとおりといたします。

前計画期間においては、実行累計 2, 101 億円に対し、回収累計は 2, 023 億円となり 78 億円上回っておりますが、不良債権処理に伴う貸出金償却を累計 73 億円実施したことから、21 年 3 月末対比では 4 億円の増加となりました。しかしながら、計画終期（平成 24 年 3 月末）の残高は、計画に対し 118 億円の未達となりました。

本計画においては、施策の実施により、計画期間中の実行累計は 2, 409 億円と、回収累計 2, 269 億円を 140 億円程度上回る水準を目指すこととします。なお、この間、貸出金償却を累計で 59 億円程度見込んでいるため、27 年 3 月期（計画終期）における中小規模事業者向け貸出残高は、24 年 3 月期対比では、81 億円の増加を図ってまいります。

【 中小規模事業者向け貸出残高の推移 】

(単位 : 百万円、%)

	21/3 期 実績	22/3 期 実績	23/3 期 実績	24/3 期 実績	24/9 期 計画
中小規模事業者向け貸出残高	172,541	173,920	183,196	172,990	173,300
総資産	451,502	466,599	447,927	419,546	420,000
中小規模事業者向け貸出比率	38.21	37.27	40.89	41.23	41.26

	25/3 計画	25/9 計画	26/3 計画	26/9 期 計画	27/3 期 計画
中小規模事業者向け貸出残高	175,200	177,200	177,900	179,900	181,100
総資産	423,530	428,000	429,630	434,200	437,112
中小規模事業者向け貸出比率	41.36	41.40	41.40	41.43	41.43

(注)・中小規模事業者向け貸出比率 = 中小規模事業者向け貸出残高 ÷ 総資産
 ・中小規模事業者向け貸出とは、協同組合による金融事業に関する法律施行規則別表第1における「中小企業等」から個人事業者以外の個人を除いた先に対する貸出で、かつ次の貸出を除外したもの

政府出資主要法人向け貸出及び特殊法人向け貸出、土地開発公社向け貸出及び地方住宅供給公社向け貸出等、大企業が保有する各種債権又は動産・不動産の流動化スキームに係るSPC向け貸出、その他金融機能強化法の趣旨に反するような貸出

イ. 創業又は新事業開拓、事業承継に係る支援等

総合相談センターでは、地域の経済・商工団体等との連携強化を進め、情報の集積および発信機能を強化するとともに、各種団体関係者を招致しての相談会開催など、創業・新規事業展開希望者へのアドバイス等支援を実施し、相談を通じて創業や新規事業展開が実現する場合には、県の制度融資等を活用して融資を実行するなどの、金融面での支援も積極的に行ってまいりました。また、山梨大学の客員コーディネーター制度に参加し、取引先企業の新技術・新商品の開発など技術的問題をサポートする活動に取り組んでまいりました。

本計画においても、引き続き地域の経済・商工団体等と連携し、コンサルタント機能発揮の拠点として取り組んでまいります。

ウ. 事業の承継に対する支援に係る機能の強化のための方策

平成24年度は、独立行政法人中小企業基盤整備機構関東支部の協力により講師を招聘して、お客様を対象とした事業承継セミナーを開催するほか、職員向けの研修を実施し、スキルアップしてまいります。

エ. 担保又は保証に過度に依存しない融資の促進等

(A) 動産担保融資への取組み

動産担保融資への取組については、中小規模事業者の資金繰り円滑化に資するものであるとの認識から積極的に取り組んでまいりましたが、在庫の担保評価、生物の価値評価の難しさや費用負担、担保物滅失のリスクなどから、車両や重機・機械設備等に限定されてしまいがちでした。本計画期間においても、ABL等の積極的な取り組みにより、担保又は保証に過度に依存しない融資を促進するとともに、でんさいネットでの債権や診療報酬、

動産在庫などのＡＢＬ化についても研究・検討を行い、地域経済の活性化に繋げてまいります。

(B) ネットワークローンの推進

販売先・仕入先管理システムを構築し、同システムに登録されている販売先・仕入先情報を基に売掛金見合い無担保融資「ネットワークローン」を推進してまいりました。しかしながら、ネットワークを活用した営業活動・意識が弱く、本部による指示も具体性を欠いていたこともあり、実績は目標を下回っております。このため、営業推進部は、営業店長が自らデータ確認と営業部店内の進捗状況を把握させる目的として、販売先・仕入先管理システムから「営業店自店エリア内企業リスト」を作成・整備し、抽出したリストに基づいた推進を実施してまいります。

(C) ビジネスローンの推進

中小規模事業者に対しては、平成２０年度に発売した無担保・第三者保証不要のビジネスローンを積極的に販売してまいりました。本計画においても、ミドルリスク層向けのビジネスローンの新商品を発売するなどの施策により、地域の中小企業の資金需要に対してタイムリーかつスピーディに対応してまいります。

【 保証会社付ビジネスローン推進計画 】

(単位 : 百万円)

	24/3 期 実績	25/3 期 計画	26/3 期 計画	27/3 期 計画
ビジネスローン実行額 (期中)	147	370	380	390
ビジネスローン残高 (末残)	603	760	920	1,090
年間純増額	▲58	157	160	170

(D) 信用保証協会保証付融資の推進

信用保証協会保証付融資の推進に関しましては、総合相談センターが中心となり、山梨県中小企業団体中央会や山梨県内の商工会議所・商工会との連携強化とともに取り組んでまいりました。また、平成２１年８月より、山梨県信用保証協会へ職員を出向派遣するとともに、同協会職員による職員向け研修会を実施しております。こうした施策の効果から、融資残高は徐々にではありますが、増加してまいりました。本計画においても、研修によるスキルアップを図るとともに、信用保証協会保証付融資を積極的に推進し、残高を増加させてまいります。

また、中小企業者が新たな事業分野に進出するための資金需要にお応えするため、山梨県信用保証協会が平成２４年６月から取扱を開始した「ニュービジネス保証」についても積極的に推進してまいります。

【 信用保証協会保証付融資推進計画 】

(単位 : 百万円)

	24/3 期 実績	25/3 期 計画	26/3 期 計画	27/3 期 計画
保証協会付融資実行額 (期中)	3,451	4,280	4,700	4,700
保証協会付融資残高 (未残)	14,581	15,720	16,940	18,160
年間純増額	36	1,139	1,220	1,220

オ. 経営改善支援

前記5.(2)イ.(A)に記載のとおり、新たに経営改善・コンサルティング業務に特化させた、役員をトップとする部署を立ち上げ、外部機関(中小企業再生支援協議会、中小企業診断士、税理士等)と今まで以上に積極的な連携を図りながら、未だ経営改善が達成できない取引先に対し、抜本的な経営改善に取り組んでまいります。

カ. 人材の育成

融資担当者および役席者のスキルアップを目的に、全国信用組合中央協会や山梨県信用組合協会が主催する研修会に積極的に派遣を行っております。また、2か月毎に融資部および企業支援部職員講師による内部研修会を通じて総合営業系のレベルアップに努めてまいりました。しかしながら、融資スキルアップの研修の先に営業推進があることにリンクさせていないことから、研修内容が当面の審査に直面する新規知識や情報の伝達が多く、取引先分析や経営分析に直結する研修がされておらず、単発の研修となっております。

このため、今後の取組みとして、財務分析、キャッシュフロー分析・損益分岐点分析を更に高度化し、より実務に耐えられる分析ツールを作成いたします。また、融資部において、経営改善、ランクアップにかかる具体的な成功事例を取りまとめて営業店に還元するとともに、事業継承、業態変更、業務改善点の指摘など、営業のツールとして有効活用できる事項の研修を実施し、目利き力の向上を図ってまいります。

【 経営改善等支援取組み推移 】

(単位 : 先、%)

	21/9 期 実績	22/3 期 実績	22/9 期 実績	23/3 期 実績	23/9 期 実績	24/3 期 実績
経営改善等支援取組先数	182	208	222	271	280	286
創業・新事業開拓支援先	1	9	15	21	25	32
経営相談先	160	169	176	168	211	211
早期事業再生支援先	18	24	24	24	24	24
事業承継支援先	3	4	4	4	4	3
担保・保証に過度に依存しない融資推進先	0	2	3	54	16	16
期初債務者数	6,529	6,529	6,207	6,207	6,195	6,195
支援取組率	2.78	3.18	3.57	4.36	4.51	4.61

	24/9 期 計画	25/3 期 計画	25/9 期 計画	26/3 期 計画	26/9 期 計画	27/3 期 計画
経営改善等支援取組先数	285	291	296	303	312	313
創業・新事業開拓支援先	31	31	32	32	32	32
経営相談先	210	215	215	220	225	225
早期事業再生支援先	26	27	30	30	33	33
事業承継支援先	4	4	4	5	5	5
担保・保証に過度に依存しない融資推進先	14	14	15	16	17	18
期初債務者数	6,092	6,092	6,122	6,122	6,152	6,152
支援取組率	4.67	4.77	4.83	4.94	5.07	5.08

- (注)・期初債務者数とは、「日本標準産業分類」の大分類に準じた業種別区分に基づく「地方公共団体」「雇用・能力開発機構等」「個人(住宅・消費・納税資金等)」を総債務者数から除いた数といたします。
- ・平成20年7月企業支援部設置以降における「経営改善支援取組先」とは以下の取組み先といたします。
- (1) 創業・新事業開拓支援先
信用保証協会保証付「起業家支援融資」を取扱った先、新事業展開をサポートする先
 - (2) 経営相談先
経営改善指導に係る助言等を継続的に行っている先
 - (3) 早期事業再生支援先
経営改善計画の策定を支援し継続してフォローしている先、中小企業再生支援協議会と連携して事業再生を継続して支援している先
 - (4) 事業承継支援先
事業承継に係る相談に対し相談等を行った先
 - (5) 担保・保証に過度に依存しない融資推進先
資金繰りの円滑化に向け ABL 手法の活用を行った先、売掛金見合い無担保融資「ネットワークローン」の取組みを行った先

（３）主として業務を行っている地域における経済の活性化に資する方策

ア．経営に関する相談その他の取引先の企業に対する支援に係る機能の強化のための方策

リレーション強化と定期的なモニタリング実施により、お客様が抱える課題を早期に把握したうえで、課題解決に向けて支援することにより経営改善の実効性を高めて財務状況の改善を図り、ランクアップによる不良債権の改善を図ってまいります。

a．経営改善支援への取り組み

中小規模事業者の経営改善支援および早期事業再生支援については、「企業支援部」が専担部署として事業再生に積極的に取り組んでおります。

企業支援部では、今後の中小企業金融円滑化法の終了を見据え、取引先企業の抜本的対応の可能性とその際の当組合のデメリット等を総合的に勘案して対応の可能な先、不可の先を見極め、中小企業再生支援協議会等と協働して、課題解決のための適切な方策を提供してまいります。

また、平成24年5月に国土交通省と「建設企業のためのアドバイザー事業」にかかるパートナー協定を締結いたしました。当組合といたしましては、本協定の締結により、建設企業が抱える経営上の様々な課題に対する改善を図るための方策の提供にあたり、同事業の経営相談窓口を活用し相互連携を図ってまいります。

b．「中小企業支援ネットワーク強化事業」への取り組み

当組合は、経済産業省の「中小企業支援ネットワーク強化事業」に登録支援機関として参加し、多様化・複雑化する中小企業の経営課題に対応するため、同事業の専門家（アドバイザー）を派遣するとともに、アドバイザーに同行して支援ノウハウの共有化を図ってまいりました。本計画期間においても、引き続き同事業の取り組みに注力してまいります。

c．中小規模事業者向け経営セミナーの開催等

中小企業基盤整備機構等と連携し、外部専門家（公認会計士、税理士、中小企業診断士等）によるセミナーを開催してまいりました。

今後の計画として、当組合のお取引先の経営者、経営幹部の方々の研鑽と交流の場を趣旨とした会員組織として「経営者の会」を設置いたします（実施時期：平成24年10月）。同会では、セミナーの開催だけでなく、日々の経営の現場に役立つ情報を提供したり県内の事業者へビジネスマッチングの場を提供するなど、経営を支援してまいります。

d．「風林火山ビジネスネット」の利用推奨

ネット上の仮想工業団地として、地域の商工会議所・商工会が開始した「風林火山ビジネスネット」に当組合が参入したことにより、当組合取引先がインターネットを利用して広域的な販路拡大や受注機会の増大に成功するなど、経営活性化支援の一助となっております。今後も継続して、お取引先に『風林火山ビジネスネット』を勧奨し、同ネットを通じたビジネスマッチングに取り組んでまいります。

イ．成長が見込める分野を通じての地域活性化に資する取組み

長引く不況下にあっても農業、医療介護、環境等は市場拡大が大いに期待される分野であり、地域経済の活性化に資するものであるとの認識から、それぞれの分野に2商品、計6商品を開発・販売いたしました。対外的なPR不足や、組合内部においても周知が不十分であったことから、実績は当初の販売目標を下回る結果となりました。

本計画期間においては、平成24年7月までに顧客ニーズにマッチした商品への見直しを行い推進してまいります。

a．農業分野における推進方策

農業分野に関しては、同分野に特化した2商品（「豊穰」、「あぐりパートナーズ」）を販売し、農業地域の店舗を中心にお客様にお取引いただいております。山梨県の果実生産は重要な地域資源であり、農業分野への信用供与の充実が、地域経済の活性化に繋がるものと考えております。また、食の安全への関心は引続き高く、各分野からも農業に対し注目されていることから、引続き、今後成長が期待される分野の1つとして農業分野を位置づけ推進を図ってまいります。

b．医療介護分野における推進方策

医療分野に関しては、同分野に特化した2商品（「ドクタービジネスローン」、「めでいかるパートナーズ」）を販売し、山梨県医師会報に広告を掲載するなど推進しております。

当組合の主たる営業地域である山梨県は高齢化が急速に進展しており、60歳以上の県内人口に占める割合は、平成17年は28.2%（人口884千人）でしたが、平成22年は32.1%（人口863千人）（総務省国勢調査）と増加しており、医療や介護に関する施設、サービスに対する需要は、今後もさらに高まるものと認識しております。このため、医療介護に関する融資が円滑に行えるよう人材を育成し、積極的に資金供与に取り組んでまいります。

c．環境分野における推進方策

環境分野に関しては、個人向け商品として3商品（「エコカーローン」、「エコ住宅ローン」、「エコリフォームローン」）のほか、温室効果ガス排出削減設備導入企業及び林業・木材関連事業者を対象とする事業性商品2商品（「環境対策融資フォレスト」、「環境対策融資クリーンサポート」）も併せて推進してまいりました。

環境問題に対する関心の高まりに加え、東日本大震災後は省エネ対策や再生可能エネルギーに対する関心が高くなっておりますことから、これらに関連した商品を検討してまいります。

7. 全信組連による優先出資の引受に係る事項

全信組連に引受していただいた優先出資の内容、払込金額の総額、発行口数、1口当たり払込金額、発行の方法及び資本計上額は以下のとおりです。

1. 種類	社債型非累積的永久優先出資
2. 申込期日（払込日）	平成21年9月30日（水）
3. 発行価額 非資本組入額	1口につき20,000円（額面金額1口1,000円） 1口につき10,000円
4. 発行総額	45,000百万円
5. 発行口数	2,250,000口
6. 配当率	TIBOR+1.54%（発行価額に対する配当率）
7. 累積条項	非累積的
8. 参加条項	非参加
9. 残余財産の分配	次に掲げる順序により残余財産の分配を行う ① 優先出資者に対して、優先出資の額面金額に発行済優先出資の総口数を乗じて得た額をその有する口数に応じて分配する。 ② 優先出資者に対して、優先出資の払込金額から額面金額を控除した金額に発行済優先出資の総口数を乗じて得た額をその有する口数に応じて分配する（当該優先出資の払込金額が額面金額を超える場合に限る。）。 ③ ①及び②の分配を行った後、なお残余があるときは、払込済みの普通出資の口数に応じて按分して組合員に分配する。 ④ 残余財産の額が①、②により算定された優先出資者に対する分配額に満たないときは、優先出資者に対して、当該残余財産の額をその有する口数に応じて分配する。

8. 剰余金の処分の方針

(1) 基本的な考え方

当組合は、地域協同組織金融機関として、取引先及び優先出資者の皆様から出資金をお預かりして金融事業を行い、利益剰余金の中から配当金をお支払いしております。

前計画において、平成22年3月期で繰越損失金を一掃し、平成23年3月期より優先出資配当を実施していく計画としておりましたが、平成23年3月期および平成24年3月期決算におきまして、当期純利益が損失計上となりましたことから配当可能剰余金を確保できず無配とさせていただきました。

優先出資配当につきましては、平成30年3月期までに65億円の繰越損失金を解消し、以降、安定した配当を実施していく方針であります。

なお、役員に対する賞与につきましては、今後も期限を定めず当面の間支給は行いません。

(2) 財源確保の方針

当組合は、本経営強化計画の着実な遂行による収益力の強化を強力に推し進め、安定した利益を確保することにより、優先出資の早期返済を目指してまいります。

本経営強化計画においては、繰越損失の早期解消を目指し、平成31年3月期からは、利益の積み上がりに応じて一定の普通出資配当を実施することを計画しております。

また、平成31年3月期以降、優先出資の早期返済に向けた剰余金の積み上げを実現していく所存であり、平成45年3月末には450億円を超える利益剰余金を見込んでおります。

【 利益剰余金の推移 】

(単位 : 億円)

	24/3 期 実績	25/3 期 計画	26/3 期 計画	27/3 期 計画	28/3 期 計画	29/3 期 計画
当 期 純 利 益	△62	1	2	5	16	20
利 益 剰 余 金	△65	△64	△62	△56	△39	△19
その他利益剰余金	△65	△64	△62	△56	△39	△19
優先出資消却積立金	—	—	—	—	—	—

	30/3 期 計画	31/3 期 計画	32/3 期 計画	33/3 期 計画	34/3 期 計画	35/3 期 計画
当 期 純 利 益	21	20	24	32	35	38
利 益 剰 余 金	2	21	34	55	79	106
その他利益剰余金	2	20	31	50	71	94
優先出資消却積立金	—	—	7	18	36	56

	36/3 期 計画	37/3 期 計画	38/3 期 計画	39/3 期 計画	40/3 期 計画	41/3 期 計画
当 期 純 利 益	42	46	49	51	54	56
利 益 剰 余 金	138	173	211	251	293	337
その他利益剰余金	122	153	187	221	258	297
優先出資消却積立金	79	107	137	170	204	241

	42/3 期 計画	43/3 期 計画	44/3 期 計画	45/3 期 計画
当 期 純 利 益	58	61	63	66
利 益 剰 余 金	384	433	485	539
その他利益剰余金	338	381	427	475
優先出資消却積立金	279	320	363	409

9. 財務内容の健全性及び業務の健全かつ適切な運営の確保のための方策

(1) 経営管理に係る体制

ア. 内部統制基本方針

当組合は、平成20年6月に他金融機関から理事長、専務理事、常務理事を招聘し、新経営陣のもと経営の透明性の向上を図り適切な経営管理態勢を確保してまいりました。また、理事会は「内部統制基本方針」のほか、これに基づく「法令等遵守基本方針」、「顧客保護等管理方針」及び「リスク管理方針」を制定し、その重要性をあらゆる機会を通じて全役職員に対して周知徹底することにより、適切な業務運営の確保に努めております。

イ. 内部監査体制

理事会は「内部監査基本方針」を制定するとともに、内部監査部署である監査部を理事会直轄の組織として、その独立性を確保しております。監査部は、当方針に基づく監査を通じて、各部店における内部管理態勢、法令等遵守態勢、顧客保護等管理態勢及びリスク管理態勢の有効性を評価し、問題点の発見・指導にとどまらず、問題点の改善方法の提言を行っております。

(2) 各種のリスク管理の状況

各種リスク全般を管理する「ALM委員会」の組織体制、信用リスク管理、市場リスク管理については、「前記5.(2) リスク管理の体制の強化のための方策」に記載のとおりです。

そのほかのリスクとして、流動性リスク管理及びオペレーショナル・リスク管理は次のとおりです。

ア. 流動性リスク管理

(A) 流動性リスク管理態勢

当組合は、直面する流動性リスクを適切に管理するために「流動性リスク管理規程」を制定し、日次、週次、月次で資金の動きをモニタリングする体制としております。資金面で重大な動きがある場合は速やかに担当理事を通じて理事長へ報告するなど、迅速な対応をとることで資金繰りの安定に努めております。

(B) 運用方針

預金流出を想定しての流動性確保を最優先とした資金運用とすることにより、流動性危機時の対応を強化してまいります。

イ. オペレーショナル・リスク管理

(A) オペレーショナル・リスク管理態勢

当組合は、オペレーショナル・リスクの総合的な管理の重要性に鑑み、受動的に発生する事務・システム・法務などの各種リスクに分類し、各種リスクの特性や統制の有効性などに応じた個別の管理を行っていくことにより、全体のリスク管理の適正性を確保しながら、当該リスクの発生防止と発生時における想定損失額を極小化することで、お客様から

の信用・信頼を高め、経営の維持・安定を図っております。

具体的には、オペレーショナル・リスクを事務リスク、システムリスク、法務リスク、人的リスク、有形資産リスク及び風評リスクに特定し、各リスクについて、所管部署を定めております。所管部署は、各種規程、マニュアルを遵守させる取組を強化しており、リスクの極小化及びリスクの顕在化の未然防止に努めております。

なお、オペレーショナル・リスクの定量的な評価は、自己資本比率算出上の基礎的手法を採用しております。

(B) 事務ミス再発防止に向けた取組強化

事務リスクの顕在化未然防止における対応として、全ての事務ミスに関して発生原因の分析を行い、常勤理事会へ定期的に報告するとともに、全部店に周知することにより、類似事案の再発防止と注意喚起を行っております。

また、監査部の監査結果やお客様からの苦情・相談、事務ミスの報告内容等を取りまとめ、本部（関係部署職員によるＣＦＴ）で情報を共有化・分析し、営業店ごとの個別課題に関する臨店指導を行ってまいります。

地元からの支援

当組合の主たる営業地域である山梨県は、海外経済の減速や円高の影響などから先行き不透明感が広がりつつあり、今後も厳しい経済状況が続くことが予想され、主要な取引先である中小企業者においても業績の好転は相当の時間を要する状況です。

当組合では、資本の健全性を確保し、県内の中小企業向け貸出の増強等を行っていくことを目的に、全信組連に優先出資を引き受けていただき国から金融機能強化法に基づく財源面の支援をいただいたことにあわせて、地元県に対しましても支援の要請を行い、連携強化に向けて取組んでまいりました。また、山梨中央銀行からは業務支援（顧客サービスの向上を目的としたＡＴＭの開放）や人材育成支援（当組合職員のレベルアップを目的とした内部研修会への講師派遣）を実施していただきました。

今後においても引き続き県、地元銀行等との連携を強化していく方針です。

経営強化のための計画の前提条件

(1) 金 利

先行きの見通しについては、不確定要因が多いため、本経営強化計画策定時点における直近金利を横ばいとしております。

(2) 株 価

先行きの見通しについては、不確定要因が多いため保守的な見通しとしております。

(3) 為 替

先行きの見通しについては、不確定要因が多いため、本経営強化計画策定時点における直近月末相場を横ばいとしております。

【 前提条件 】

(単位 : %, 円)

		24/3 月末 実 績	24/5 月末 実 績	25/3 月末 予 想	26/3 月末 予 想	27/3 月末 予 想
金 利	無担保コールO/N (%)	0.076	0.095	0.095	0.095	0.095
	10年国債利回り (%)	0.980	0.825	0.825	0.825	0.825
	円金利スワップレート (5年物) (%)	0.483	0.409	0.410	0.410	0.410
	日経平均株価 (円)	10,083.56	8,542.73	8,500	8,500	8,500
為替相場 (円/米ドル) (円)		82.85	78.36	79.00	79.00	79.00

以 上

内閣府令附則第81条第1項第1号に掲げる書類

- 最終の貸借対照表等及び剰余金処分計算書又は損失金処理計算書、当該貸借対照表等の作成の日における自己資本比率を記載した書面、最近の日計表その他の最近における業務、財産及び損益の状況を知ることのできる書類

第 59 期（平成 24 年 3 月 31 日現在）貸 借 対 照 表

平成 24 年 4 月 27 日 作成
平成 24 年 6 月 14 日 備付

住 信 理	所 組 事	名 合 (組 合)	長	山 山 坂	梨 梨	県 県	甲 井	府 府	市 市	相 民	生 俊	一 次	丁 目	2番	3番	4番	号 組 合 印
-------------	-------------	--------------------	---	-------------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	----	----	----	------------------

[illegible]

貸借対照表の注記事項

- (注) 1. 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。なお、以下の注記については、表示単位未満を切り捨てて表示しております。
2. 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては事業年度末の市場価格等に基づく時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により貸借対照表に計上しております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
3. 土地の再評価に関する法律（平成10年法律第34号）に基づき、事業用の土地の再評価を行っております。なお、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産に計上しております。
- ただし、旧甲府中央信用組合、旧谷村信用組合は、土地の再評価に関する法律（平成10年法律第34号）に基づく、事業用の土地の再評価は行っておりません。
- (1) 旧美駒信用組合の土地の再評価
- | | |
|-------------------|------------|
| 再評価を行った年月日 | 平成10年3月31日 |
| 当該事業用土地の再評価前の帳簿価額 | 505百万円 |
| 当該事業用土地の再評価後の帳簿価額 | 864百万円 |
- 同法律第3条第3項に定める再評価の方法
- 土地の再評価に関する法律施行令（平成10年政令第119号）第2条第3号に定める固定資産課税評価額に基づいて、合理的な調整を行って算出し再評価を行いました。なお、同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の決算期における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価格の合計額との差額は△517百万円であります。
- (2) 旧やまなみ信用組合の土地の再評価
- | | |
|-------------------|------------|
| 再評価を行った年月日 | 平成11年3月25日 |
| 当該事業用土地の再評価前の帳簿価額 | 525百万円 |
| 当該事業用土地の再評価後の帳簿価額 | 1,055百万円 |
- 同法律第3条第3項に定める再評価の方法
- 土地の所在地により次のいずれかの方法により評価額を算出しております。
- 土地の再評価に関する法律施行令（平成10年政令第119号）第2条第3号（固定資産税評価額に合理的な調整を行って算定する方法）又は第2条第4号（地価税の課税対象価格（路線価）に合理的な調整を行って算定する方法）による。
- 同法第10条に定める再評価を行った事業用土地の決算期における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価格の合計額との差額は△665百万円であります。
4. 有形固定資産（リース資産を除く）の減価償却は、定率法〔ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物付属設備を除く）については定額法〕を採用しております。なお、主な耐用年数は次のとおりであります。
- | | | | |
|-----|-----|---|-----|
| 建 物 | 15年 | ～ | 50年 |
| その他 | 3年 | ～ | 20年 |
5. 無形固定資産（リース資産を除く）の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当組合内における利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。
6. 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法により償却しております。

7. 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。
- 破産、特別清算等、法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という）の債権については、下記直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。上記以外の債権については、一定の種類毎に分類し、過去の一定期間における各々の貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき引当てしております。
- 全ての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署の協力の下に資産査定部署が資産査定を実施しており、その査定結果により上記の引当を行っております。
- なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は60,132百万円であります。
8. 賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当期に属する額を計上しております。
9. 当組合は、複数事業主（信用組合等）により設立された企業年金制度（総合型厚生年金基金）を採用しております。当該企業年金制度に関する事項は次のとおりです。
- (1) 制度全体の積立状況に関する事項（平成23年3月31日現在）
- | | |
|----------------|------------|
| 年金資産の額 | 283,181百万円 |
| 年金財政計算上の給付債務の額 | 334,799百万円 |
| 差引額 | △51,618百万円 |
- (2) 制度全体に占める当組合の掛金拠出割合（自 平成22年4月 至 平成23年3月）
- 2.525%
- (3) 補足説明
- 上記(1)の差引額の主な要因は、年金財政計算上の過去勤務債務残高14,916百万円及び繰越不足金（繰越不足金ならびに当年度不足金）36,701百万円であります。本制度における過去勤務債務の償却方法は、期間9年の元利均等償却であり、当組合は、当期の財務諸表上、特別掛金184百万円を費用処理しております。
- なお、上記(2)の割合は、当組合の実際の負担割合とは一致しません。
10. 偶発損失引当金は、信用保証協会との責任共有制度による負担金の将来における支出に備えるため、将来の負担金支出見込額を計上しております。
11. 所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年4月1日前に開始する事業年度に属するものについては、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によりております。
12. 消費税及び地方消費税の会計処理は、税込方式によりております。
13. 理事及び監事との間の取引による理事及び監事に対する金銭債権総額
- 149百万円
14. 理事及び監事との間の取引による理事及び監事に対する金銭債務総額
- 30百万円
15. 有形固定資産の減価償却累計額
- 10,503百万円
16. 貸出金のうち、破綻先債権額は13,362百万円、延滞債権額は71,347百万円であります。
- なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払いの遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立又は弁済の見込がないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。
- また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払いを猶予した貸出金以外の貸出金であります。
17. 貸出金のうち、3か月以上延滞債権額は1,034百万円であります。
- なお、3か月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払いが約定支払日の翌日から3か月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

18．貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は1,705百万円であります。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3か月以上延滞債権に該当しないものであります。

19．破綻先債権額、延滞債権額、3か月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は87,448百万円であります。

なお、16．から19．に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

20．手形割引により取得した銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形の額面金額は1,955百万円であります。

21．担保に提供している資産は、次のとおりであります。

担保提供している資産	預け金	26,000百万円
	有価証券	－百万円
担保資産に対応する債務	借入金	－百万円

上記のほか、公金取扱いのため63百万円、為替取引のため10,000百万円を担保として提供しております。

22．出資1口当たりの純資産額 △1,185円64銭

23．金融商品の状況に関する事項

(1)金融商品に対する取組方針

当組合は、預金業務、融資業務及び市場運用業務などの金融業務を行っております。

このため、金利変動による不利な影響が生じないように、資産及び負債の総合的管理（ALM）を行っております。

(2)金融商品の内容及びそのリスク

当組合が保有する金融資産は、主として事業地区内のお客様に対する貸出金です。

また、有価証券は、主に債券、投資信託及び株式であり、満期保有目的・純投資目的及び事業推進目的で保有しております。

これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。

一方、金融負債は主としてお客様からの預金であり、流動性リスクに晒されております。

(3)金融商品に係るリスク管理体制

当組合は、各種リスクを適切に把握し、その対応を協議するため、ALM委員会を設置しております。ALM委員会は、協議結果を常勤理事会に報告し、常勤理事会は、必要に応じて協議のうえ、対策を講じています。

①信用リスクの管理

当組合は、信用リスクに関する管理諸規程に従い、貸出金について、個別案件ごとの与信審査、与信限度額、信用情報管理、保証や担保の設定、問題債権への対応など与信管理に関する体制を整備し運営しております。これらの与信管理は、各営業店のほか融資関係部により行われ、また、定期的に経営陣を含めた審査会を開催し、審議・報告を行っております。さらに、与信管理の状況については、融資部がモニタリングを実施し、定期的にALM委員会に報告しています。

有価証券の発行体の信用リスクに関しては、総務人事部（資金課）が、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理するとともに、定期的にALM委員会に報告しています。

② 市場リスクの管理

(i) 金利リスクの管理

当組合は、ALMによって金利の変動リスクを管理しております。

ALMに関する規程及び要領において、リスク管理方法や手続等の詳細を明記しており、具体的には、総合企画部において金融資産及び負債の金利や期間を総合的に把握し、ギャップ分析やVaR分析等を実施し、月次ベースでALM委員会に報告しております。

(ii) 価格変動リスクの管理

有価証券を含む市場運用商品の保有については、リスク管理方針に基づき、「市場リスク管理規程」及び「資金運用規程」に則り、行っております。

このうち、総務人事部（資金課）では、市場運用商品の購入を行っており、事前審査、投資限度額の設定のほか、継続的なモニタリングを通じて、価格変動リスクの軽減を図っております。

③ 資金調達に係る流動性リスクの管理

当組合は、ALMを通して、適時に資金管理を行うほか、資金調達手段の多様化、市場環境を考慮した長短の調達バランスの調整などによって、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

なお、金融商品のうち貸出金、満期のある預け金、定期性預金については、簡便な計算により算出した時価に代わる金額を開示しております。

2 4 . 金融商品の時価等に関する事項

平成24年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は、次表には含めておりません（（注2）参照）。

また、重要性の乏しい科目については記載を省略しております。

（単位：百万円）

	貸借対照表 計上額	時 価	差 額
(1) 預け金	64,940	64,937	△ 3
(2) 有価証券			
満期保有目的の債券	31,636	30,817	△ 818
その他有価証券	34,256	34,256	－
(3) 貸出金（＊1）	302,672	－	－
貸倒引当金（＊2）	△ 36,417	－	－
	266,255	272,057	5,802
金融資産計	397,088	402,069	4,980
(1) 預金積金	375,309	374,892	△ 417
金融負債計	375,309	374,892	△ 417

（＊1）預け金、貸出金、預金積金の「時価」には、「簡便な計算により算出した時価に代わる金額」を記載しております。

（＊2）貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

（注1）金融商品の時価等の算定方法

【金融資産】

(1) 預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、市場金利で割り引くことで現在価値を算定し、当該現在価値を時価とみなしております。

(2) 有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引金融機関から提示された価格によっております。投資信託は、公表されている基準価格によっております。

(3) 貸出金

貸出金は、以下の①～②の合計額から、貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除する方法により算定し、その算出結果を簡便な方法により算出した時価に代わる金額として記載しております。

- ① 6カ月以上延滞債権等、将来キャッシュ・フローの見積りが困難な債権については、その帳簿価額。
- ② ①以外は、貸出金の種類ごとにキャッシュ・フローを作成し、元利金の合計額を市場金利(LIBOR, SWAP等)で割り引いた価額を時価とみなしております。

【金融負債】

(1) 預金積金

要求払預金については、決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。定期預金の時価は、一定の金額帯及び期間帯ごとに将来キャッシュ・フローを作成し、元利金の合計額を市場金利(LIBOR, SWAP等)で割り引いた価額を時価とみなしております。

(2) 借入金

借入金については、帳簿価額を時価としております。

(注2)時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のとおりであり、金融商品の時価情報には含まれておりません。

(単位：百万円)

区 分	貸借対照表計上額
非上場株式 (* 1)	245
組合出資金 (* 2)	1,559
合 計	1,804

(*1)非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしておりません。

(*2)組合出資金のうち、組合財産が非上場株式など時価を把握することが極めて困難と認められるもので構成されているものについては、時価開示の対象とはしておりません。

25. 有価証券の時価、評価差額等に関する事項は次のとおりであります。これらには、「国債」、「地方債」、「社債」、「その他の証券」が含まれております。以下、30. まで同様であります。

(1) 売買目的有価証券に区分した有価証券はありません。

(2) 満期保有目的の債券 (単位：百万円)

【時価が貸借対照表計上額を超えるもの】

	貸借対照表 計上額	時 価	差 額
国 債	99	100	1
地 方 債	299	300	1
社 債	4,203	4,252	48
そ の 他	12,937	13,011	73
小 計	17,541	17,664	122

【時価が貸借対照表計上額を超えないもの】

	貸借対照表 計上額	時 価	差 額
国 債	-	-	-
地 方 債	-	-	-
社 債	1,005	1,001	△ 4
そ の 他	13,088	12,151	△ 936
小 計	14,094	13,152	△ 941
合 計	31,636	30,817	△ 818

(注) 1. 時価は当該事業年度末における市場価格等に基づいております。

(3) 子会社・子法人等株式及び関連法人等株式に区分した有価証券はありません。

(4) その他有価証券（単位：百万円）

【貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの】

	貸借対照表 計上額	取得原価	評価差額
株 式	-	-	-
債 券	29,951	28,896	1,054
国 債	15,183	14,482	700
地方債	4,826	4,694	131
社 債	9,941	9,719	222
そ の 他	2,108	2,099	8
小 計	32,060	30,996	1,063

【貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの】

	貸借対照表 計上額	取得原価	評価差額
株 式	94	105	△ 10
債 券	199	200	△ 1
国 債	-	-	-
地方債	-	-	-
社 債	199	200	△ 1
そ の 他	1,901	2,062	△ 160
小 計	2,196	2,368	△ 171
合 計	34,256	33,364	891

(注) 1. 貸借対照表計上額は、株式について当事業年度末前1ヶ月の市場価格の平均に基づいて算定された額により、また、それ以外については、当事業年度末における市場価格等に基づく時価により、それぞれ計上したものであります。

26. 当期中に売却した満期保有目的の債券はありません。

27. 当期中に売却したその他有価証券は、次のとおりであります。

売却価額	売却益	売却損
2,376百万円	27百万円	21百万円

28. その他有価証券のうち満期があるもの及び満期保有目的の債券の期間毎の償還予定額は次のとおりであります。（単位：百万円）

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
債 券	5,618	16,477	4,722	8,943
国 債	301	2,383	4,722	7,876
地 方 債	1,104	4,021	-	-
社 債	4,212	10,072	-	1,066
そ の 他	4,302	20,126	803	3,700
合 計	9,920	36,604	5,525	12,643

29. 当座貸越契約及び貸付金にかかるコミットメントライン契約は、顧客から融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、23,675百万円であります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当組合の将来のキャッシュフローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全、その他相当の事由があるときは、当組合が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができ旨の条件が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている当組合内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

30．繰延税金資産及び繰延税金負債の主な発生原因別の内訳は、それぞれ以下のとおりであります。

繰延税金資産	
貸倒引当金損金算入限度額超過額	425 百万円
退職給付引当金損金算入限度額超過額	29
未収利息有税	852
その他	20
繰延税金資産合計	1,326
繰延税金負債	－
固定資産圧縮積立額	－
その他	－
繰延税金負債合計	－
繰延税金資産の純額	1,326 百万円

31．追加情報

当事業年度の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正から、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」（企業会計基準第24号平成21年12月4日）及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第24号平成21年12月4日）を適用しております。なお、「金融商品会計に関する実務指針」（日本公認会計士協会会計制度委員会報告第14号）に基づき、当事業年度の「貸倒引当金戻入益」及び「償却債権取立益」は「その他経常利益」に計上しております。

第 59 期 [平成 23 年 4 月 1 日 から
平成 24 年 3 月 31 日 まで] 損 益 計 算 書

平成 24 年 4 月 27 日 作成
平成 24 年 6 月 14 日 備付

住 所 山 梨 県 甲 府 市 相 生 一 丁 目 2 番 3 4 号
信 用 組 合 所 名 山 梨 県 梨 井 県 民 信 用 組 合
理 事 (組 合) 長 坂 井 俊 次 印

[illegible]

損益計算書の注記事項

(注) 1 . 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。なお、以下の注記については、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

2 . 出資 1 口当たりの当期純損失 393円62銭

3 . 固定資産の減損に係る会計基準の適用に伴い、以下の資産について減損損失を計上しております。

地 域	主な用途	種 類	減損損失（千円）
甲府市内	遊休資産 9 ヲ所	所有不動産	11, 108
甲府市外	〃 1 8 ヲ所	〃	78, 388
合 計			89, 497

営業用店舗については、営業店毎に継続的な収支の把握を行っていることから各営業店を、遊休資産は各資産を、グルーピングの最小単位としております。本部、研修センター、厚生施設等については独立したキャッシュ・フローを生み出さないことから共用資産としております。

継続的な地価の下落等により、遊休資産 2 7 ヲ所について帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当期減少額 8 9, 4 9 7 千円を「減損損失」として特別損失に計上しております。

当期の減損損失の測定に使用した回収可能価額は、原則として正味売却価額によっており、不動産鑑定評価額に基づき算定しております。

第 59 期 (平成 23 年 4 月 1 日 から
平成 24 年 3 月 31 日 まで) 損失処理

(単位 : 円)

科 目	金 額
当 期 未 処 理 損 失 金	6,513,689,140
これを次のとおり処分いたします。	
繰 越 金 (当 期 末 残 高)	△ 6,513,689,140

項 目	当期末	項 目	当期末
(自 己 資 本)		他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額	-
出 資 金	44, 449, 886	告示第14条第1項第3号に掲げるもの及びこれに準ずるもの	-
非 累 積 的 永 久 優 先 出 資	28, 900, 000	告示第14条第1項第4号及び第5号に掲げるもの及びこれらに準ずるもの	-
優 先 出 資 申 込 証 拠 金	-	非同時決済取引に係る控除額及び信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デリバティブの免責額に係る控除額	-
資 本 準 備 金	-	内部格付手法採用組合において、期待損失額が適格引当金を上回る額の50％相当額	-
そ の 他 資 本 剰 余 金	-	PD/LGD 方式の適用対象となる株式等エクスポージャーの期待損失額	-
利 益 準 備 金	-	基本的項目からの控除分を除く、自己資本控除とされる証券化エクスポージャー及び信用補完機能を持つI/Oストリップス（告示第223条を準用する場合を含む。）	-
特 別 積 立 金	-	控 除 項 目 不 算 入 額 (△)	-
繰 越 金 (当 期 末 残 高)	△6, 513, 689	(控 除 項 目) 計 (D)	-
そ の 他	-	自 己 資 本 額 (C)-(D) (E)	39, 750, 822
自 己 優 先 出 資 (△)	-		
自 己 優 先 出 資 申 込 証 拠 金	-	(リ ス ク ・ ア セ ッ ト 等)	
その他有価証券の評価差損 (△)	-	資 産 (オ ン ・ バ ラ ン ス) 項 目	213, 853, 327
営 業 権 相 当 額 (△)	-	オ フ ・ バ ラ ン ス 取 引 等 項 目	2, 144, 545
の れ ん 相 当 額 (△)	-	オペレーショナル・リスク相当額を8％で除して得た額	13, 561, 187
企業結合により計上される無形固定資産相当額 (△)	-	信 用 リ ス ク ・ ア セ ッ ト 調 整 額	-
証券化取引により増加した自己資本に相当する額 (△)	-	オペレーショナル・リスク相当額調整額	-
内部格付手法採用組合において、期待損失額が適格引当金を上回る額の50％相当額 (△)	-	リ ス ク ・ ア セ ッ ト 等 計 (F)	229, 559, 059
[基 本 的 項 目] 計 (A)	37, 936, 196		
土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の45％相当額	379, 881		
一 般 貸 倒 引 当 金	2, 414, 103		
内部格付手法採用組合において、適格引当金が期待損失額を上回る額	-		
負 債 性 資 本 調 達 手 段 等	-		
告示第14条第1項第3号に掲げるもの	-		
告示第14条第1項第4号及び第5号に掲げるもの	-		
補 完 的 項 目 不 算 入 額 (△)	979, 358		
[補完的項目] 計 (B)	1, 814, 625	T i e r 1 比 率 (A/F)	16. 52 %
自己資本総額(A)+(B) (C)	39, 750, 822	自 己 資 本 比 率 (E/F)	17. 31 %

(注) 1. 本表には、協同組合による金融事業に関する法律第6条1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用協同組合及び信用協同組合連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成18年金融庁告示第22号。本表において「告示」という。)に基づき算出した数値を記載すること。

2. 「単体自己資本比率」とは、協同組合による金融事業に関する法律施行規則第69条第1項第3号ロに規定する単体自己資本比率をいう。

3. 「その他有価証券の評価差損 (△)」欄は、算出した金額が負の値である場合に限り税効果調整後の金額を記載すること。ただし、平成24年3月31日までの間は、平成20年金融庁告示第79号に基づく特例に従い、当該金額の記載を要しない。なお、特例を考慮しない場合の金額は次のとおり。

-千円

4. 本表において各種「不算入額(△)」を含む項目については、当該項目の構成項目は算入制限・除外規定等適用前の金額(グロス)を記載すること。

5. 「企業結合により計上される無形固定資産相当額(△)」欄は、企業結合に伴う再評価により生じた評価差額が正の値である場合の当該評価差額に限り記載すること。

6. 「内部格付手法採用組合において、期待損失額が適格引当金を上回る額の50％相当額 (△)」欄については、事業法人等向けエクスポージャー及びリテール向けエクスポージャーの期待損失額の合計額が適格引当金の合計額を上回る額が正の値である場合に限り記載すること。

7. 「内部格付手法採用組合において、適格引当金が期待損失額を上回る額」欄は、適格引当金の合計額が事業法人等向けエクスポージャー及びリテール向けエクスポージャーの期待損失額の合計額を上回る場合における当該上回る額を記載すること。但し、告示第126条第1号に定める額の0.3%を限度とする。

8. 「[補完的項目] 計(B)」欄には、「自己資本総額 (A) + (B) (C)」欄に算入した金額を記載すること。「(控除項目) 計(D)」欄には、を除いた金額を記載すること。

9. 補完的項目に算入できない一般貸倒引当金の額は、自己資本比率の算式の分母(内部格付手法採用組合にあっては、当該分母のうち「信用リスク・アセットの額」「控除項目不算入額(△)」欄の合計額)については、標準的手法を適用する部分につき当該手法により算出した額の合計額とする。)の0.625%を限度とする。

10. 「告示第14条第1項第4号及び第5号に掲げるもの」欄については、累積的な減価後の計数であり、基本的項目の50%を超過している分を含む金額を記載すること。

11. 土地の再評価に関する法律の規定に基づき再評価した対象資産の時価が再評価後の帳簿価額を下回っている場合、その額は、次のとおり。

1, 182, 307千円

12. 信用リスクに関する記載：(標準的手法採用組合＝1、基礎的内部格付手法採用組合＝2、先進的内部格付手法採用組合＝3)

1

13. オペレーショナル・リスクに関する記載：(基礎的手法を使用＝1、粗利益配分手法を使用＝2、先進的計測手法を使用＝3)

1

14. 前期データのうち、遡及適用又は財務諸表の組替えにより変更が生じた箇所については、変更後の金額を欄外に注記すること。

日 計 表(資産・負債及び純資産)
(平成24年5月末)

山梨県民信用組合

(単位:円)

資 産		負 債 及 び 純 資 産	
科 目	金 額	科 目	金 額
現 金	4,577,440,107	預 金 積 金	373,664,774,942
現 金	4,577,440,107	当 座 預 金	2,255,462,032
(うち小切手・手形)	(41,661,517)	普 通 預 金	102,997,014,084
外 国 通 貨	0	貯 蓄 預 金	156,060,227
金	0	通 知 預 金	619,633
預 け 金	73,903,022,026	別 段 預 金	1,277,147,548
預 け 金	73,903,022,026	納 税 準 備 預 金	58,243,055
(うち全信組連預け金)	(71,896,161,533)	[小計]	106,744,546,579
譲 渡 性 預 け 金	0	定 期 預 金	247,051,109,643
買 入 手 形	0	定 期 積 金	19,869,118,720
コ ー ル ロ ー ン	0	[小計]	266,920,228,363
買 現 先 勘 定	0	非 居 住 者 円 預 金	0
債 券 貸 借 取 引 支 払 保 証 金	0	外 貨 預 金	0
買 入 金 銭 債 権	0	[小計]	0
金 銭 の 信 託	0	譲 渡 性 預 金	0
商 品 有 価 証 券	0	借 用 金	0
商 品 国 債	0	借 入 金	0
商 品 地 方 債	0	当 座 借 越	0
商 品 政 府 保 証 債	0	再 割 引 手 形	0
そ の 他 の 商 品 有 価 証 券	0	売 渡 手 形	0
有 価 証 券	64,846,165,796	コ ー ル マ ネ ー	0
国 債	14,582,166,543	売 現 先 勘 定	0
地 方 債	4,694,947,431	債 券 貸 借 取 引 受 入 担 保 金	0
短 期 社 債	0	コ マ ー シ ャ ル ・ ベ ー パ ー	0
社 債	14,329,541,053	外 国 為 替	0
(公社公団債)	(5,319,720,144)	外 国 他 店 預 り	0
(金融債)	(0)	外 国 他 店 借	0
(その他社債)	(9,009,820,909)	売 渡 外 国 為 替	0
株 式	350,498,542	未 払 外 国 為 替	0
貸 付 信 託	0	そ の 他 負 債	1,373,524,938
投 資 信 託	1,257,344,777	未 決 済 為 替 借	84,254,419
外 国 証 券	29,631,667,450	未 払 費 用	242,518,654
そ の 他 の 証 券	0	給 付 補 て ん 備 金	44,032,616
貸 出 金	292,833,872,457	未 払 法 人 税 等	25,475,200
(うち金融機関貸付金)	(1,000,000,000)	前 受 収 益	0
割 引 手 形	1,642,632,350	未 払 諸 税	18,235,201
手 形 貸 付	52,076,589,920	未 払 配 当 金	7,497,989
証 書 貸 付	233,073,889,715	払 戻 未 済 金	378,687,000
当 座 貸 越	6,040,760,472	払 戻 未 済 持 分	30,000
外 国 為 替	0	旧全国信組不動産未払割賦金	0
外 国 他 店 預 け	0	厚生年金基金未払割賦金	0
外 国 他 店 貸	0	職 員 預 り 金	191,748,730
買 入 外 国 為 替	0	先 物 取 引 受 入 証 拠 金	0
取 立 外 国 為 替	0	先 物 取 引 差 金 勘 定	0
そ の 他 資 産	4,480,676,291	借 入 商 品 債 券	0
未 決 済 為 替 貸	21,167,629	借 入 有 価 証 券	0
全 信 組 連 出 資 金	1,555,000,000	売 付 商 品 債 券	0
そ の 他 出 資 金	4,646,000	売 付 債 券	0
前 払 費 用	0	金 融 派 生 商 品	0
未 収 収 益	749,727,471	リ ー ス 債 務	235,807,988
先 物 取 引 差 入 証 拠 金	0	資 産 除 去 債 務	34,007,000
先 物 取 引 差 金 勘 定	0	未 払 送 金 為 替	0
保 管 有 価 証 券 等	0	仮 受 金	12,894,489
金 融 派 生 商 品	0	そ の 他 の 負 債	98,335,652
仮 払 金	1,761,307,756	本 支 店 勘 定	0
そ の 他 の 資 産	388,827,435	代 理 業 務 勘 定	3,767,504
本 支 店 勘 定	0	賞 与 引 当 金	31,956,813
有 形 固 定 資 産	9,523,506,523	役 員 賞 与 引 当 金	0
建 物	2,244,792,353	退 職 給 付 引 当 金	0
土 地	5,417,562,766	役 員 退 職 慰 労 引 当 金	0
リ ー ス 資 産	238,674,799	そ の 他 の 引 当 金	25,549,000
建 設 仮 勘 定	5,800,000	特 別 法 上 の 引 当 金	0
そ の 他 の 有 形 固 定 資 産	1,616,676,605	繰 延 税 金 負 債	0
無 形 固 定 資 産	70,158,156	再 評 価 に 係 る 繰 延 税 金 負 債	308,706,973
ソ フ ト ウ ェ ア	0	債 務 保 証	2,750,876,426
の れ	0	負 債 計	378,159,156,596
リ ー ス 資 産	0	純 資 産	38,472,414,156
そ の 他 の 無 形 固 定 資 産	70,158,156	出 資 金	44,450,629,000
繰 延 税 金 資 産	1,326,843,000	普 通 出 資 金	15,550,629,000
再 評 価 に 係 る 繰 延 税 金 資 産	0	優 先 出 資 金	28,900,000,000
債 務 保 証 見 返	2,750,876,426	優 先 出 資 申 込 証 拠 金	0
貸 倒 引 当 金	△ 36,991,168,261	資 本 剰 余 金	0
(うち個別貸倒引当金)	(△ 34,577,065,238)	資 本 準 備 金	0
そ の 他 の 引 当 金	△ 61,455,045	そ の 他 資 本 剰 余 金	0
		利 益 剰 余 金	△ 6,513,689,140
		利 益 準 備 金	0
		そ の 他 利 益 剰 余 金	△ 6,513,689,140
		特 別 積 立 金	0
		(うち目的積立金)	(0)
		繰 越 金	0
		未 処 分 剰 余 金	△ 6,513,689,140
		自 己 優 先 出 資	0
		自 己 優 先 出 資 申 込 証 拠 金	0
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	0
		繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	0
		土 地 再 評 価 差 額 金	535,474,296
		負 債 及 び 純 資 産 計	416,631,570,752
		期 中 損 益	628,366,724
合 計	417,259,937,476	合 計	417,259,937,476

日計表(損益勘定)
(平成24年5月末現在)

山梨県民信用組合

(単位:円)

損 失		利 益	
科 目	金 額	科 目	金 額
預 金 積 金 利 息	45,705,124	貸 出 金 利 息	1,321,498,472
預 金 利 息	42,219,289	(うち金融機関貸付金利息)	(0)
給 付 補 填 備 金 繰 入 額	3,485,835	貸 付 金 利 息	1,304,900,088
譲 渡 性 預 金 利 息	0	手 形 割 引 料	16,598,384
借 用 金 利 息	0	預 け 金 利 息	9,430,252
借 入 金 利 息	0	預 け 金 利 息	9,430,252
当 座 借 越 利 息	0	譲 渡 性 預 け 金 利 息	0
再 割 引 料	0	買 入 手 形 利 息	0
売 渡 手 形 利 息	0	コ ー ル ロ ー ン 利 息	0
コ ー ル マ ネ ー 利 息	0	買 現 先 利 息	0
売 現 先 利 息	0	債 券 貸 借 取 引 受 入 利 息	0
債 券 貸 借 取 引 支 払 利 息	0	有 価 証 券 利 息 配 当 金	76,032,910
コマーシャル・ペーパー利息	0	金 利 ス ワ ッ プ 受 入 利 息	0
金 利 ス ワ ッ プ 支 払 利 息	0	そ の 他 の 受 入 利 息	2,046
そ の 他 の 支 払 利 息	1,743,922	(うち買入金銭債権利息)	(0)
人 件 費	448,950,540	(うち出資配当金)	(0)
報 酬 ・ 給 料 ・ 手 当	363,900,333	(うち受入雑利息)	(2,046)
退 職 給 付 費 用	41,761,243	役 務 取 引 等 収 益	76,355,496
社 会 保 険 料 等	43,288,964	受 入 為 替 手 数 料	32,643,205
物 件 費	199,898,443	そ の 他 の 受 入 手 数 料	43,712,291
事 務 費	125,163,244	そ の 他 の 役 務 取 引 等 収 益	0
固 定 資 産 費	47,269,109	そ の 他 業 務 収 益	697,586
事 業 費	24,545,239	外 国 為 替 売 買 益	0
人 事 厚 生 費	2,920,851	外 国 通 貨 売 買 益	0
預 金 保 険 料	0	金 売 買 益	0
有 形 固 定 資 産 償 却	0	商 品 有 価 証 券 売 買 益	0
無 形 固 定 資 産 償 却	0	国 債 等 債 券 売 却 益	0
税 金	54,937,695	国 債 等 債 券 償 還 益	40,408
(うち法人税、住民税及び事業税)	(104,000)	有 価 証 券 貸 付 料	0
役 務 取 引 等 費 用	105,300,078	金 融 派 生 商 品 収 益	0
支 払 為 替 手 数 料	14,290,787	雑 益	657,178
そ の 他 の 支 払 手 数 料	72,408,414	臨 時 収 益	11,345,461
そ の 他 の 役 務 取 引 等 費 用	18,600,877	償 却 債 権 取 立 益	10,706,796
そ の 他 業 務 費 用	0	株 式 等 売 却 益	0
外 国 為 替 売 買 損	0	金 銭 の 信 託 運 用 益	0
外 国 通 貨 売 買 損	0	そ の 他 の 臨 時 収 益	638,665
金 売 買 損	0	特 別 利 益	24,280
商 品 有 価 証 券 売 買 損	0	固 定 資 産 処 分 益	0
国 債 等 債 券 売 却 損	0	負 の の れ ん 発 生 益	0
国 債 等 債 券 償 還 損	0	そ の 他 の 特 別 利 益	24,280
国 債 等 債 券 償 却	0	引 当 金 取 崩 額 等	0
有 価 証 券 借 入 料	0	貸 倒 引 当 金 取 崩 額	0
金 融 派 生 商 品 費 用	0	(うち個別貸倒引当金取崩額)	(0)
雑 損	0	賞 与 引 当 金 取 崩 額	0
臨 時 費 用	8,178,719	役 員 賞 与 引 当 金 取 崩 額	0
貸 出 金 償 却	0	役 員 退 職 慰 労 引 当 金 取 崩 額	0
株 式 等 売 却 損	0	金融商品取引責任準備金取崩額	0
株 式 等 償 却	0	そ の 他 の 引 当 金 取 崩 額	0
金 銭 の 信 託 運 用 損	0	目 的 積 立 金 目 的 取 崩 額	0
そ の 他 資 産 償 却	0	そ の 他	0
退 職 給 付 費 用 (臨 時 分)	0	法 人 税 等 調 整 額	0
そ の 他 の 臨 時 費 用	8,178,719	利 益 計	1,495,386,503
特 別 損 失	2,305,258		
固 定 資 産 処 分 損	0		
減 損 損 失	0		
そ の 他 の 特 別 損 失	2,305,258		
引 当 金 繰 入 額 等	0		
貸 倒 引 当 金 繰 入 額	0		
(うち個別貸倒引当金繰入額)	(0)		
賞 与 引 当 金 繰 入 額	0		
役 員 賞 与 引 当 金 繰 入 額	0		
役 員 退 職 慰 労 引 当 金 繰 入 額	0		
金融商品取引責任準備金繰入額	0		
そ の 他 の 引 当 金 繰 入 額	0		
そ の 他	0		
法 人 税 等 調 整 額	0		
損 失 計	867,019,779		
期 中 損 益	628,366,724		
合 計	1,495,386,503		

日 計 表(資産・負債及び純資産)
(平成24年5月中平残)

山梨県民信用組合

(単位:円)

資 産		負 債 及 び 純 資 産	
科 目	金 額	科 目	金 額
現 金	5,033,569,270	預 金 積 金	374,097,738,174
現 金	5,033,569,270	当 座 預 金	2,290,748,577
(うち小切手・手形)	(5,376,323)	普 通 預 金	104,129,214,768
外 国 通 貨	0	貯 蓄 預 金	158,651,539
金	0	通 知 預 金	619,633
預 け 金	74,701,511,790	別 段 預 金	582,975,041
預 け 金	74,701,511,790	納 税 準 備 預 金	63,606,662
(うち全信組連預け金)	(72,810,509,224)	[小計]	107,225,816,220
譲 渡 性 預 け 金	0	定 期 預 金	246,715,024,377
買 入 手 形	0	定 期 積 金	20,156,897,577
コ ー ル ロ ー ン	0	[小計]	266,871,921,954
買 現 先 勘 定	0	非 居 住 者 円 預 金	0
債 券 貸 借 取 引 支 払 保 証 金	0	外 貨 預 金	0
買 入 金 銭 債 権	0	[小計]	0
金 銭 の 信 託	0	譲 渡 性 預 金	0
商 品 有 価 証 券	0	借 用 金	0
商 品 国 債	0	借 入 金	0
商 品 地 方 債	0	当 座 借 越	0
商 品 政 府 保 証 債	0	再 割 引 手 形	0
そ の 他 の 商 品 有 価 証 券	0	売 渡 手 形	0
有 価 証 券	65,250,175,585	コ ー ル マ ネ ー	0
国 債	14,582,166,543	売 現 先 勘 定	0
地 方 債	4,849,782,527	債 券 貸 借 取 引 受 入 担 保 金	0
短 期 社 債	0	コ マ ー シ ャ ル ・ ベ ー パ ー	0
社 債	14,677,909,617	外 国 為 替	0
(公社公団債)	(5,539,057,176)	外 国 他 店 預 り	0
(金融債)	(154,837,984)	外 国 他 店 借	0
(その他社債)	(8,984,014,457)	売 渡 外 国 為 替	0
株 式	350,498,542	未 払 外 国 為 替	0
貸 付 信 託	0	そ の 他 負 債	1,345,738,991
投 資 信 託	1,258,150,906	未 決 済 為 替 借	63,659,444
外 国 証 券	29,531,667,450	未 払 費 用	242,518,654
そ の 他 の 証 券	0	給 付 補 て ん 備 金	43,887,990
貸 出 金	291,599,153,289	未 払 法 人 税 等	25,475,200
(うち金融機関貸付金)	(1,000,000,000)	前 受 収 益	0
割 引 手 形	1,605,342,384	未 払 諸 税	12,879,931
手 形 貸 付	53,155,485,134	未 払 配 当 金	7,497,989
証 書 貸 付	230,800,343,159	払 戻 未 済 金	378,687,000
当 座 貸 越	6,037,982,612	払 戻 未 済 持 分	30,000
外 国 為 替	0	旧全国信組不動産未払割賦金	0
外 国 他 店 預 け	0	厚生年金基金未払割賦金	0
外 国 他 店 貸	0	職 員 預 り 金	187,465,949
買 入 外 国 為 替	0	先 物 取 引 受 入 証 拠 金	0
取 立 外 国 為 替	0	先 物 取 引 差 金 勘 定	0
そ の 他 資 産	4,475,029,221	借 入 商 品 債 券	0
未 決 済 為 替 貸	15,957,642	借 入 有 価 証 券	0
全 信 組 連 出 資 金	1,555,000,000	売 付 商 品 債 券	0
そ の 他 出 資 金	4,646,000	売 付 債 券	0
前 払 費 用	0	金 融 派 生 商 品	0
未 収 収 益	749,727,471	リ ー ス 債 務	239,521,068
先 物 取 引 差 入 証 拠 金	0	資 産 除 去 債 務	34,007,000
先 物 取 引 差 金 勘 定	0	未 払 送 金 為 替	0
保 管 有 価 証 券 等	0	仮 受 金	10,941,922
金 融 派 生 商 品	0	そ の 他 の 負 債	99,166,844
仮 払 金	1,760,870,673	本 支 店 勘 定	0
そ の 他 の 資 産	388,827,435	代 理 業 務 勘 定	9,407,070
本 支 店 勘 定	0	賞 与 引 当 金	31,956,813
有 形 固 定 資 産	9,523,464,910	役 員 賞 与 引 当 金	0
建 物	2,244,792,353	退 職 給 付 引 当 金	0
土 地	5,417,562,766	役 員 退 職 慰 労 引 当 金	0
リ ー ス 資 産	238,674,799	そ の 他 の 引 当 金	25,549,000
建 設 仮 勘 定	5,800,000	特 別 法 上 の 引 当 金	0
そ の 他 の 有 形 固 定 資 産	1,616,634,992	繰 延 税 金 負 債	0
無 形 固 定 資 産	70,158,156	再 評 価 に 係 る 繰 延 税 金 負 債	308,706,973
ソ フ ト ウ ェ ア	0	債 務 保 証	2,778,060,096
の れ	0	負 債 計	378,597,157,117
リ ー ス 資 産	0	純 資 産	38,472,287,704
そ の 他 の 無 形 固 定 資 産	70,158,156	出 資 金	44,450,502,548
繰 延 税 金 資 産	1,326,843,000	普 通 出 資 金	15,550,502,548
再 評 価 に 係 る 繰 延 税 金 資 産	0	優 先 出 資 金	28,900,000,000
債 務 保 証 見 返	2,778,060,096	優 先 出 資 申 込 証 拠 金	0
貸 倒 引 当 金	△ 36,991,168,261	資 本 剰 余 金	0
(うち個別貸倒引当金)	(△ 34,577,065,238)	資 本 準 備 金	0
そ の 他 の 引 当 金	△ 61,455,045	そ の 他 資 本 剰 余 金	0
		利 益 剰 余 金	△ 6,513,689,140
		利 益 準 備 金	0
		そ の 他 利 益 剰 余 金	△ 6,513,689,140
		特 別 積 立 金	0
		(うち目的積立金)	(0)
		繰 越 金	0
		未 処 分 剰 余 金	△ 6,513,689,140
		自 己 優 先 出 資	0
		自 己 優 先 出 資 申 込 証 拠 金	0
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	0
		繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	0
		土 地 再 評 価 差 額 金	535,474,296
		負 債 及 び 純 資 産 計	417,069,444,821
		期 中 損 益	635,897,190
合 計	417,705,342,011	合 計	417,705,342,011

日計表(損益勘定)
(平成24年5月中平残)

山梨県民信用組合

(単位:円)

損 失		利 益	
科 目	金 額	科 目	金 額
預 金 積 金 利 息	32,435,377	貸 出 金 利 息	1,086,512,051
預 金 利 息	30,643,684	(うち金融機関貸付金利息)	(0)
給 付 補 填 備 金 繰 入 額	1,791,693	貸 付 金 利 息	1,073,392,464
譲 渡 性 預 金 利 息	0	手 形 割 引 料	13,119,587
借 用 金 利 息	0	預 け 金 利 息	7,291,160
借 入 金 利 息	0	預 け 金 利 息	7,291,160
当 座 借 越 利 息	0	譲 渡 性 預 け 金 利 息	0
再 割 引 料	0	買 入 手 形 利 息	0
売 渡 手 形 利 息	0	コ ー ル ロ ー ン 利 息	0
コ ー ル マ ネ ー 利 息	0	買 現 先 利 息	0
売 現 先 利 息	0	債 券 貸 借 取 引 受 入 利 息	0
債 券 貸 借 取 引 支 払 利 息	0	有 価 証 券 利 息 配 当 金	48,478,807
コマーシャル・ペーパー利息	0	金 利 ス ワ ッ プ 受 入 利 息	0
金 利 ス ワ ッ プ 支 払 利 息	0	そ の 他 の 受 入 利 息	2,040
そ の 他 の 支 払 利 息	1,142,384	(うち買入金銭債権利息)	(0)
人 件 費	271,728,387	(うち出資配当金)	(0)
報 酬 ・ 給 料 ・ 手 当	223,202,554	(うち受入雑利息)	(2,040)
退 職 給 付 費 用	24,077,082	役 務 取 引 等 収 益	52,284,215
社 会 保 険 料 等	24,448,751	受 入 為 替 手 数 料	23,133,143
物 件 費	142,922,156	そ の 他 の 受 入 手 数 料	29,151,072
事 務 費	85,204,991	そ の 他 の 役 務 取 引 等 収 益	0
固 定 資 産 費	32,169,873	そ の 他 業 務 収 益	600,872
事 業 費	22,092,460	外 国 為 替 売 買 益	0
人 事 厚 生 費	2,509,975	外 国 通 貨 売 買 益	0
預 金 保 険 料	0	金 売 買 益	0
有 形 固 定 資 産 償 却	944,857	商 品 有 価 証 券 売 買 益	0
無 形 固 定 資 産 償 却	0	国 債 等 債 券 売 却 益	0
税 金	40,856,029	国 債 等 債 券 償 還 益	18,263
(うち法人税、住民税及び事業税)	(78,838)	有 価 証 券 貸 付 料	0
役 務 取 引 等 費 用	78,701,583	金 融 派 生 商 品 収 益	0
支 払 為 替 手 数 料	10,493,278	雑 益	582,609
そ の 他 の 支 払 手 数 料	55,783,023	臨 時 収 益	11,432,245
そ の 他 の 役 務 取 引 等 費 用	12,425,282	償 却 債 権 取 立 益	10,806,006
そ の 他 業 務 費 用	431,024	株 式 等 売 却 益	0
外 国 為 替 売 買 損	0	金 銭 の 信 託 運 用 益	0
外 国 通 貨 売 買 損	0	そ の 他 の 臨 時 収 益	626,239
金 売 買 損	0	特 別 利 益	19,993
商 品 有 価 証 券 売 買 損	0	固 定 資 産 処 分 益	0
国 債 等 債 券 売 却 損	0	負 の の れ ん 発 生 益	0
国 債 等 債 券 償 還 損	0	そ の 他 の 特 別 利 益	19,993
国 債 等 債 券 償 却	0	引 当 金 取 崩 額 等	0
有 価 証 券 借 入 料	0	貸 倒 引 当 金 取 崩 額	0
金 融 派 生 商 品 費 用	0	(うち個別貸倒引当金取崩額)	(0)
雑 損	431,024	賞 与 引 当 金 取 崩 額	0
臨 時 費 用	1,159,396	役 員 賞 与 引 当 金 取 崩 額	0
貸 出 金 償 却	0	役 員 退 職 慰 労 引 当 金 取 崩 額	0
株 式 等 売 却 損	0	金融商品取引責任準備金取崩額	0
株 式 等 償 却	0	そ の 他 の 引 当 金 取 崩 額	0
金 銭 の 信 託 運 用 損	0	目 的 積 立 金 目 的 取 崩 額	0
そ の 他 資 産 償 却	0	そ の 他	0
退 職 給 付 費 用 (臨 時 分)	0	法 人 税 等 調 整 額	0
そ の 他 の 臨 時 費 用	1,159,396	利 益 計	1,206,621,383
特 別 損 失	2,292,699		
固 定 資 産 処 分 損	0		
減 損 損 失	0		
そ の 他 の 特 別 損 失	2,292,699		
引 当 金 繰 入 額 等	0		
貸 倒 引 当 金 繰 入 額	0		
(うち個別貸倒引当金繰入額)	(0)		
賞 与 引 当 金 繰 入 額	0		
役 員 賞 与 引 当 金 繰 入 額	0		
役 員 退 職 慰 労 引 当 金 繰 入 額	0		
金融商品取引責任準備金繰入額	0		
そ の 他 の 引 当 金 繰 入 額	0		
そ の 他	0		
法 人 税 等 調 整 額	0		
損 失 計	571,669,035		
期 中 損 益	634,952,348		
合 計	1,206,621,383		